

6 月 1 7 日 (第 2 日)

6月17日（水）第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
9番	花野伸二	10番	沖元大洋
11番	上松英邦	12番	山本秀男
13番	胡子雅信	14番	林久光
15番	登地靖徳	16番	浜西金満
17番	山本一也	18番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	江郷壱行
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	廣中伸孝
教育次長	小栗賢	消防長	丸石正男
企業局長	木下隆		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	奥迫理香

議事日程

日程第1	一般質問	
日程第2	報告第5号	専決処分の報告について（（仮称）鹿川交流プラザ新築工事（建築）請負契約の変更について）
日程第3	報告第6号	令和元年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告について
日程第4	報告第7号	令和元年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第5	報告第8号	令和元年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告について
日程第6	報告第9号	令和元年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する

		る報告について
日程第7	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第8	諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第9	承認第3号	専決処分の報告と承認について（令和2年度江田島市一般会計補正予算（第1号））
日程第10	承認第4号	専決処分の報告と承認について（令和2年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
日程第11	議案第42号	江田島市固定資産評価審査委員会条例及び江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について
日程第12	議案第43号	江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第13	議案第44号	特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第14	議案第45号	江田島市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第15	議案第46号	江田島市旅客船設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第16	議案第47号	江田島市税条例の一部を改正する条例案について
日程第17	議案第48号	江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

開会（開議） 午前10時02分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

皆様には、早朝から出席をしていただきましてありがとうございます。今日もよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和2年第3回江田島市議会定例会2日目を開きます。

ただいまの出席議員は18名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉野伸康君） 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） おはようございます。7番議員、政友会の酒永光志でございます。

傍聴席の皆様、また、ネット等で御視聴をいただいている市民の皆様、誠にありがとうございます。緊張感を持って質問に臨みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、2項目10点の一般質問を行います。

1項目めの質問は、西日本豪雨災害の復旧についてでございます。

平成30年7月に発生した西日本豪雨災害は、発生後2年を経過しようとしています。広島県や江田島市を挙げて災害復旧工事に取り組んでいただいておりますが、一部地域において復旧の遅れが甚だしく、いまだ手つかずの災害箇所も多く見られます。梅雨や台風等の出水期を間近に控え、近隣住民の不安は増すばかりであり、一日も早い復旧を望むものでございます。

そこで、次の5点について、市の対応を伺います。

1点目は、沖美町三吉の木下川の復旧のおくれとその対策についてでございます。木下川は、その沿線のほとんどが災害を受け、現在、懸命の復旧工事がなされていますが、その進捗状況は芳しくありません。発災後2年を経過する中、復旧のおくれの原因とその対策について伺います。

2点目は、出水期の対応について伺います。

広島県は、6月10日に梅雨入りし、台風発生の季節ともなり、まさに出水期のさなかにあります。住民の不安が増すばかりで、特に、被災箇所付近の方の不安はまことに大きいものがあります。その不安を少しでも減らす、また、和らげる対応が必要と思っておりますが、このことについて伺います。

3点目は、災害箇所の復旧工事において、県と市の一体施工はできないのかということでございます。同じ箇所での災害であって、護岸の復旧は県施工、その上のり面、

里道は市の施工ということで、護岸の復旧を待って、改めてのり面や里道の復旧工事を発注というのでは、ますます復旧がおくれます。一体施工ができれば、復旧も進むと思いますが、このことについて伺います。

4点目は、災害復旧工事の補助の年限は、基本3年と聞いていますが、この期限を超える場合はどうなるのか伺います。

5点目は、工事通行どめ、復旧のおくれ等、住民への周知徹底について伺います。

2項目めの質問は、新型コロナウイルス禍での避難所の設置運営についてでございます。

梅雨や台風の季節を迎え、これから警報等の発令も多くなり、避難所を開設しなければならない事態が予測されます。そこで、新型コロナウイルス禍における避難所の設置運営について、次の5点について、市の対応、考えを伺います。

1点目は、各町ごとの避難所の設置をどのように考えるのか伺います。

2点目は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、避難所における3密を回避する対策について伺います。

3点目は、これまでの避難所で小規模で3密対策がとれない場合、避難所の移動等でこれまでより避難所が遠くなる可能性が出てくると思います。特に、高齢者や体の不自由な方の避難対策が必要と思いますが、その対応について伺います。

4点目は、避難者に対し、避難所窓口での検温対策も必要と思いますが、検温器等の対策はできているのでしょうか、伺います。

5点目は、避難所の設置状況や新型コロナウイルス対策等について、市民への周知徹底を図る必要があると思いますが、そのことについて伺います。

質問事項は、以上でございます。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 酒永議員から、2項目10点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

また、答弁が長くなりますので、御容赦いただきたいと思います。

初めに、1項目めの西日本豪雨災害の復旧でございます。

まず、1点目の木下川の復旧のおくれとその対策についてでございます。

西日本豪雨災害では、西日本を中心に記録的な大雨により、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫、崖崩れが発生するなど、本市におきましても甚大な被害となりました。木下川沿線では、河川の氾濫等により護岸の被災が多数発生し、災害復旧工事の採択ベースでは、県が実施する砂防設備災害が3カ所、本市が実施する市道や河川災害が7カ所、合計10カ所となります。なお、採択箇所につきましては、一連の被災箇所をまとめていることから、被災箇所単位に直し、里道の被災箇所を加えた場合、県災害が20カ所、市災害が18カ所となりまして、木下川沿線では合計38カ所の被災がございます。

このうち、現在の進捗状況は、完成が10カ所、施工中または施工予定が28カ所でございます。復旧に時間を要している要因といたしましては、未曾有の大災害であり、被害規模が大きく、かつ箇所数が膨大であることが挙げられます。

また、このことから、業者の対応能力を超えて人手不足や資機材の調達が困難となりまして、工事の遅延や入札の不調、不落が頻発いたしております。加えて木下川特有の課題といたしましては、木下川沿いの被災した道路が、この地区の主要道路であることが挙げられます。この復旧には、道路の通行どめを行い、適切な迂回路を設けて進める必要があることから、一度に長い区間を施工できず、段階的な施工が必要となるなど、時間を要しております。

さらに、復旧する道路には、上下水道などの埋設管が多数存在するため、管に影響を与えないよう事前に調整や慎重な施工が求められております。

以上のことから、木下川沿線では、ほかの地区以上に調整や施工に時間を要することとなっております。

本市といたしましては、これまで市民の皆様の生活に影響が大きい箇所からの復旧や建設業者の負担を軽減する工事箇所の統合、技術者の配置要件の緩和、入手しやすい資材への仕様変更など、柔軟な対応を行ってまいりました。加えて、木下川においては、効率的かつ効果的な施工ができるよう、関係者間の調整を緊密に行ってきたところでございます。

今後とも、これらの取り組みを通じて早期に復旧が図られますよう努めてまいります。次に、2点目の出水期の対応についてでございます。

出水期の前までに行う対応につきましては、パトロールを通じて土砂が異常堆積している箇所につきましては、しゅんせつを実施することとしております。また、大型土のう等による仮復旧箇所や既存の護岸等につきましては、異常が見られないかどうか監視を行い、異常があれば補修等の対策を行うこととしております。

次に、出水期中の対応につきましては、降雨による増水直後や定期的なパトロールを実施することとしております。

以上の取り組みを通じて、災害の未然防止に努めてまいります。

次に、3点目の県と市の一体施工についてでございます。

木下川沿線には、県と市、それぞれの施工箇所が多数存在をしております。一体施工につきましては、議員御指摘のとおり、事業者間の調整が不要となるなど、効率的な施工が可能となります。本市といたしましては、県に対しまして、県による一体施工の打診をいたしました。しかしながら、県も膨大な災害箇所を抱えておりまして、余力がないために、実現には至りませんでした。

このため、県と市による調整を緊密に行い、効率的な施工に努めてまいります。

次に、4点目の災害復旧工事の補助の年限についてでございます。

国におきましては、法律で災害発生年度を含む3年間、必要な予算を措置することとされております。また、3年目までに完成しなかったものにつきましては、明許繰越や事故繰越の制度がありまして、最長で5年間事業が可能であると伺っております。仮に3年を超えることとなれば、これらの制度を活用し、一刻も早い完成に向けて努力してまいります。

次に、5点目の工期、通行どめ、復旧のおくれなど、住民への周知徹底についてでございます。

災害復旧情報につきましては、本市が策定し、定期更新しております江田島市復旧・復興プランにおきまして、工事の進捗状況や完成予定時期を記載し公表いたしております。また、工事完成日や通行どめの解消日など、最新の情報につきましては、その都度、ホームページへ掲載しているところでございます。このほか、災害復旧工事に伴う一時的な通行どめが必要となるなど、市民の皆様のご生活に影響が大きい情報につきましては、防災行政無線による放送や地元へのチラシの配布、ホームページ掲載など、多様な伝達手段を活用して周知に努めております。

今後とも、市民の皆様に対し、必要な災害復旧情報の周知徹底を図ってまいります。

次に、2項目めの新型コロナウイルス禍での避難所の設営運営について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の各町ごとの避難所の設置についてでございます。

一時避難所につきましては、災害が発生する可能性があるとき、また災害が発生したとき、市職員や自治会運営委員によっていち早く開設される施設として、市内に合計23カ所を設置いたしております。拠点避難所につきましては、大規模な災害で避難人数が多い場合や、一時避難所が避難所として不相当となった場合に開設する施設、または、被災者の方が一時生活する施設として、市内に合計19カ所を設置いたしております。これらの避難所は、各町おおむね全ての地域に設置しておりまして、有事に備えているところでございます。

次に、2点目の避難所における3密を回避する対策についてでございます。

避難所の運営においても、新しい生活様式の実践例にもあるマスクの着用、手指の衛生や密閉・密集・密接の3つの密を回避するなど、感染防止対策を徹底する必要がございます。3密を回避する対策として、避難所の収容人数を定員の半分として、収容人数を超過した場合には、代替施設を準備しております。また、飛沫感染を防ぐため、一時避難所には段ボール製の間仕切り、テントを配備する予定でございます。さらに、安全な場所にいれば、避難する必要がないことを知ってもらうことや、避難先は安全が確保できる場所にある親戚や知人の家も選択肢になることについても、周知に努めてまいります。

次に、3点目の高齢者や体の不自由な方の対策についてでございます。

避難所における3密の状態を回避するため、やむを得ず他の避難所に移動をお願いする場合もでございます。自力で移動できない避難者の方につきましては、地域の自主防災組織等と協力して対応いたします。また、多数の避難者等の輸送をする場合には、江田島バス株式会社との協定に基づき、避難者の方の輸送をお願いすることといたしております。

次に、4点目の検温器等の対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症対策において、基本的な感染予防策と同様に、検温対策は重要でございます。市内23カ所の一時避難所全てに非接触型の体温計を設置し、受付時に体温測定を行うなど、避難者の方に対する健康チェックを行ってまいります。

次に、5点目の市民への周知徹底についてでございます。

6月号の広報紙やチラシなどに、新型コロナウイルス感染症と災害避難として、基本

的な感染防止対策の徹底のほか、避難所が過密状態となることを防ぐため、安全が確保できる場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先を確保し分散避難をお願いするなど、避難所における感染防止対策を周知しております。

今後、引き続き7月号の広報においても同様に、避難方法の周知を行う予定であります。

また、市民の皆様を対象といたします出前講座におきましても、避難所における新型コロナウイルス感染症対策について、これは周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 詳細な答弁をありがとうございました。

それでは、1項目めの西日本豪雨災害の復旧について、再質問をいたします。

1点目の木下川の復旧のおくれとその対策についてでございます。

被災38カ所のうち10カ所が完成、28カ所が施工中または施工予定と答弁されましたが、入札が済んでいない箇所数は何カ所ありますでしょうか、伺います。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 28カ所の内訳ですけれども、現在入札が済んでいない未契約箇所は16カ所となります。この16カ所のうち、県工事が12カ所、市の工事が4カ所となります。県工事につきましては、現在施工中の木下川の箇所から上流側に11カ所、支流に舟木川という川があるんですけども、そこに1カ所ございます。

市の工事につきましては、里道や市道が対象でありまして、国の災害復旧工事に採択されない小規模な市単独の災害復旧事業が対象となっております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） ただいまの答弁で、わかったわけですが、まだまだ先が長いなという感がいたします。ただただ、早い取り組みをお願いするばかりでございます。

次に、砂防河川の舟木川の災害は県施工と聞いておりますが、いまだ手つかずの状態でございます。その場所は、過去には大災害が起きた場所であり、下流には民家が点在します。現在の災害は、小規模でございますけれども、二次災害となると大規模な災害になることが予測されます。小規模なうちに早目の対応をすべきと思いますが、伺います。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 舟木川につきましては、木下川の支流でありまして、この7月豪雨で家屋被害が現に発生するなど、大きな被害が出た砂防河川であるというふうに認識しております。

この復旧については、広島県が実施するんですけども、現在、施工中の木下川の下流工事の進捗状況に合わせて工事を着手するというふうに聞いております。少しでも早目の対応ができますよう、本市としても県と連携して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） よろしく願いをいたします。

舟木川の箇所を見てまいりますと、ちょっとえぐられたところが2カ所ですね。で、住宅があったところの護岸が崩れて、そこが今土のう積みそのままなんですよね。

さきに言いました、ちょっとえぐられた箇所というのは、そんなに施工が難しくないと思うんですよ。そういうところは、後回しにせずにできるだけ早くしていただければ、それだけ、やっぱり市民の不安が取り除くことと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、これは答弁がなかなか難しいところと思えますけれども、復旧を進めるための有効な手だてについて伺います。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 復旧なんですけれども、災害復旧工事といいますのは、地元に通じた業者が行うことが、最も利用勝手のよい、そういった施設をつくることのできるというふうに考えております。

この、今、地元の施工業者というのが対応能力が限界に近づいておりますので、その彼らの能力を最大限に引き出すことが、その施工上の工夫を行うことが必要だと考えております。

具体的には、発注時期の調整や関連工事との施工調整、こういったことを実施することで施工の効率性を高めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 事情等いろいろわかるわけでございますけれども、できれば、地元の住民からすれば、下請を入れるのがいいのかわかりませんが、やっぱり下請を使ったり、また沖美町外の業者の方もどんどん入札に参加していただいて、応札していただくと。また、他の市区町村からそういう業者も来ていただくというような対応をしていただいて、できるだけとにかく早くこの復旧を行ってほしい、これがもうまずは一番でございますので、そこらあたりも、私は事情は十分わかっておりながらこういうことを言わせてもらっておりますので、そこは御理解いただいて、取り組みをお願いできたらと思います。

次に、2点目の出水期の対応について、再質問をいたします。

復旧が済んでいない箇所が多いため、出水期に当たり三高ダムの水位調整等の対応が必要と思いますが、考えを伺います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 三高ダムの水位調整について、説明いたします。

本年5月20日には、三高ダムが満水となっております。そこで、企業局水道施設課と協議をいたしまして、農業用水の放流管を開いて水位調整を始めました。現在は、満水位からおおむね2メートル程度水位を下げて管理をしております。

今後も出水期には、生活用水や農業用水の使用に影響のない範囲で大雨に備えた水位調整を行ってまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） ありがとうございます。

三高ダムが満水となりますと、ダム上流の降水ですね、降った雨を一気に木下川で引き受けることになりまして、災害の危険性がますます高まることになると思います。答弁で、今、2メートルまで水位が下がっておるということでございますが、先々日の降水によって、これがもう1メートルちょっとのところまで上がってきとるわけです。そういうところもありますので、引き続きの取り組みをお願いをいたします。

また、河川のしゅんせつについては、先般、木下川流域を実施していただき、木下川の下流域ですね、実施をしていただきまして、付近の住民は大変喜んでいらっしゃると思います。ありがとうございます。

しゅんせつが必要な箇所は、まだまだこの沿線を見回すとあると思います。引き続き、取り組みをお願いしたいと思いますが、考えを伺います。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） しゅんせつにつきましては、出水期を前に本市職員が現地調査を行いまして、土砂が異常堆積している箇所につきましては、限りある予算ではございますが、優先順位をつけて実施をしております。

今後ともそうした優先順位の高いところからしゅんせつを実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 優先順位、結構でございますけれども、もう既に2年が経過しとる中で、やっぱりそこらは優先順位云々でなくて、そういうしゅんせつをしなければならぬ箇所は私としては一気にやっていただきたい、住民としてもそういう気持ちが多うございますので、その点についてもお考えをお願いをいたします。

次に、4点目の住民への周知徹底について、再質問をいたします。

ホームページ等を見れない環境にある方がまだまだたくさんいらっしゃいます。また、木下川の災害復旧の状況等、沿線住民の方へ周知するための説明会を行うべきと思いますが、このことについて考えを伺います。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 確かに、高齢者を中心にホームページの閲覧環境がない、そういった方はおられます。工事に伴う通行どめとか、重要な情報についてはホームページに加えて、防災行政無線やチラシ配布など、あらゆる伝達手段を活用して、情報発信をしております。何が有効というのは、ちょっと見当たりませんが、多様な伝達手段を可能な限り活用して、必要な情報の周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、説明会の開催なんですけれども通常、そういったことにつきましては、自治会長と相談しながらどういったやり方で市民の方に説明していくかというのを相談して決しております。このたびのことにつきましても、相談の上、適切に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） この木下川沿線につきましては、自治会は当然そうなんでございますが、江田島市内ではある程度の規模の農家がたくさんございます。その方たちは、施設で菊栽培等を主体にやっておるわけでございますが、やっぱりその方たちのいわゆる農業活動ですね。これら、工事を実施しますと、やっぱり阻害することになります、交通どめ等で、そういう方もやっぱり農業者の方も含めて集めていただいて、説明会をお願いしたいと、このように思います。よろしく願いをいたします。

次に、復旧完了箇所、これは沖三吉線なんでございますが、新設した土羽ですね、これが新たな降雨によって、やはり土羽部分が流れております。水路等も塞いで二次災害のおそれが出てきとるんですね。降雨のたんびに、その、どういうんですか、流れた箇所が広がる。削られてえぐられた、いわゆる水路がありながら、その横に水路がもう一個できよるわけですよ。このたびの復旧でつくられた水路、我々から見ればあれは仮設なんかなというように首かしげるんですが、ちょっとしたパイプの切ったようなものを敷設、次の川までしとるんですよ。それなら、あのままじゃ流されるんじゃないかなというようなところもありますので、よくよく現場を見ていただいて、対応をお願いしたいと思います。

当然、二次災害が起きたら何でもないことなんで、土羽部分に、これ素人の考えですが、種子の吹きつけとかコンクリートの吹きつけ等の対応もお願いしたいと思いますが、これらについてはどうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 議員、御指摘の箇所は、市道三吉～是長線の上流域なんですけども、直壁のブロックで復旧したその道路ののり面だと考えております。

現地の把握は、私自身もしております、降雨によってのり面に水道ができて表面の浸食が進んでいると、そういう状況でありました。そうした浸食が進行しないように、業者にも既に指示をしておりますし、そうしたのり面の保護工の対策を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 次に、これは三高ではないんですけれども、沖美町是長の317号線の災害復旧についてでございます。

いまだ、これは応急復旧のみで、防災シートがかかったまま道路に敷設されております水道管、農水の管、それらはつり下げられた状態いうようになっています。通行どめともなっておりますし、これについての進捗状況を伺います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 請負業者の人員不足による工事のおくれにつきまして、有効な対策がとれず、農道317号線がいまだに通行どめになっていることにつきまして、改めておわびを申し上げます。

御近所に対する説明や二次災害を防止するための工事看板、あるいはシート養生など実施しているところでございます。7月中旬には、工事に着手し、12月末には完了す

るように管理してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） よろしくお願ひをいたします。

付近の住民の方も早い復旧を望んでおりますので、本当にお願ひをいたします。

次に、高祖農道でございますけれども、水路が土砂で埋まりまして、まずで受けてその下のヒューム管をつないで下の水路、水路といいますか堂の前川に流すようになっておるんですけれども、それらが、もうさすが完全に塞がってしまって、その上に土砂がかぶっておるといふ状況があり、これがまた全く復旧ができておりません。何回かお願ひをしたんですが、工法等の検討をしているとの返答が返ってくるばかりで、これについての状況を伺いたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 議員お尋ねの箇所は、砂防河川の堂の前川という砂防堰堤がありまして、その下流の土砂の堆積箇所だと考えております。その部分は、普通河川でありまして市管理と。その河川が農道下の管路に土砂が混入し、塞がっていると、そういう状況になっております。

今、既に現場は調査しておりまして、管路自体が全て埋塞しているというそういう状況ではないということは確認できておりますが、一部詰まっていると、それがどういった状況か、今の現状ではまだ詳細に確認できておりませんので、調査をした上で水が流れるよう適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） よろしくお願ひをいたします。

災害等、復旧がおくれて二次災害が発生することになれば、それはもはや、もう自然災害とは言えなくなるといふんですよね。起きるべくして起きた災害と言わざるを得ないというように思います。そういう事態にならないよう、しっかりとした取り組みを強く強く要望して、次の項目の再質問に移ります。

2項目めの新型コロナウイルス対策下での避難所の設置運営についてでございます。

先ほど、市長からしっかりと答弁をいただきました。また、昨日の先輩議員等々の質問に対する答弁で、避難所対策について丁寧に答弁がありましたので、私は、次の3点について再質問をさせていただきます。

最初に、23カ所の避難所の町別内訳と避難所の施設ごとの定員を定めていると答弁にありましたが、3密対策を考慮した場合はどのようになりますか、伺います。

○議長（吉野伸康君） 江郷危機管理監。

○危機管理監（江郷吉行君） まず、23カ所の一時避難所の町別の内訳を申し上げます。

江田島町10カ所、能美町4カ所、沖美町4カ所、大柿町5カ所です。あと、各避難所の収容人員につきましては、江田島市地域防災計画に定められております一時避難所の収容人員の合計は2,612人です。しかし、このたびはその半分としております。

収容人員を超過した場合には、各町に設置しております小学校の体育館などの拠点避難所を開設いたします。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 3密対策をやった場合に、定員を半分にすれば3密対策がオーケーになるんかどうかいというのは、私もわからないんですけども、収容人員が超過する施設も必ず出てくると思います。そうした場合の代替施設、これについて伺います。

○議長（吉野伸康君） 江郷危機管理監。

○危機管理監（江郷吉行君） 収容人員をオーバーした場合には、近くのまだ収容人員に達していない避難所を御案内いたします。その場合、基本的には御自分で行っていただくか、共助で地域の人と自治会の方をお願いいたします。あと、避難所が3密にならないように、段ボールの仕切りを結構な数用意しております。今、230枚、それさらに120枚ぐらい追加で用意する予定です。

あと、もちろん一時避難所には消毒液とかマスクとか、あとフェースシールドなどを用意いたしておりますが、これ大体避難所に来ていただく場合には、御自身でマスクとか体温計とか消毒液などは御持参していただくようお願いはしております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） そういうところの周知を徹底をしていただくということが、まず大事だろうと思います。

それと、移動の手段ですよ。移動の手段、先ほど答弁では、多いときには、江田島バスを考えると言われました。ただ、避難所に市民が行った場合、例えば10時なら10時に行ったときには、もう既に定員だったということになってきますと、その都度、その都度の対応が必要になってくるわけですよ。避難される方は一気に避難されることはありませんので、それらについての対応はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 江郷危機管理監。

○危機管理監（江郷吉行君） 例えば1つの避難所がいっぱいになった場合は、できるとしたら、まず、その地区の防災無線を使って、この避難所はいっぱいになったので今後の避難についてはどここの避難所をお願いしますという放送をかけたかいたします。あとは、自主防災組織がありますので、そちらの方々と連携して、誘導してもらうように対応いたします。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） これからの避難所というのは、多分に人員が必要になってくると思うんですよ。そのようなやっぱり手配もしていただくとともに、市民は、この避難所の定員は何人だとかいうのはわからないわけですよ。ですから、そこらあたりのやっぱり表示も避難所には必要なのかなという気がしますので、そういう手だてもお願いしたいと思います。

次に、避難所のマットですね。マット、それとテレビ、それと問題になるのがペット

対策、これまでの課題がこの3点ぐらいだったと思うんです、主に。これらの課題は、クリアできているのでしょうか。備品、消耗品の準備状況はもう伺っておりますので、それについてはよろしいので、これ昨年、12月定例会で岡野議員のほうから、自力困難者を含む効果的避難方法についてということと、避難所環境の充実についての質問の中で、そのときには検討しますとか、考えますとかいう具体的な回答を示されなかったと思います。今後、整備を考えるというように回答をされましたので、これらの点についてお聞きします。

○議長（吉野伸康君） 江郷危機管理監。

○危機管理監（江郷吉行君） マット、テレビは用意しております。あと、ペットのことにつきましては、ペットは基本的に受け入れますけども、ペットの場所を別に用意いたします。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 新型コロナウイルス対策下での避難所の運営は、本当に大変なことだと思います。これまでのように避難所だけでなく、さきほど答弁にもありましたが、親戚、御近所で安全・安心な場所があれば、まずはそこに避難させていただくことも必要だと思います。また、自宅で安全な場所があれば、移動することなく所在をはっきりとさせて、その自宅の安全な場所、例えば2階等に避難をしておくことも大事と思います。

これらのことも含め、市民への十分な周知を再度お願いをするとともに、災害復旧のさなか、新型コロナウイルス対策下での各種対策等、職員の皆様も本当に大変と思います。体調管理に努められまして、この状況を乗り切っていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、7番 酒永議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時まで休憩といたします。

（休憩 10時48分）

（再開 11時00分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 長坂実子議員。

○1番（長坂実子君） おはようございます。1番議員、市民クラブの長坂実子でございます。登壇の機会をいただきましたので、まずは、コロナによって生活に影響を受けるなど、大変な思いをされております市民の皆様にお見舞いを申し上げます。また、医療機関、福祉施設に従事されている方、そして、コロナ対策に御尽力いただいております皆様に感謝申し上げます。生活様式を変えなければいけない状況になっておりますが、皆様とともにこの苦境を乗り越えていきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、発達に課題のある子供の支援について、発達に課題のある子供の保護者から、支援体制や療育環境の充実を求める声を聞きます。今年度、第2期障害児福祉計画の策定年度でもありますが、どのような方針を持って施策に取り組んでいるのか、以下2点お

伺いいたします。

1番、第1期障害児福祉計画の成果と課題は。2番、今年度から始まった第2期子ども・子育て支援事業計画の中で、障害児福祉計画をどのように位置づけ、来年度の第2期障害児福祉計画を策定するのか。以上、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 長坂議員から発達に課題のある子供の支援について、2点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の第1期障害児福祉計画の成果と課題についてでございます。

江田島市第1期障害児福祉計画につきましては、児童福祉法第33条の20の規定に基づきまして、障害児のサービス提供体制の計画的な構築を基本方針といたしまして、平成30年3月に江田島市第5期障害福祉計画と一体的に策定をいたしました。また、計画期間につきましては、平成30年度から今年度、令和2年度までの3年間でございます。

この計画の基本方針でございます障害児のサービス提供体制の整備では、障害児のライフステージに応じた切れ目のない支援と医療的ケア事業を支援するため、保健、医療、障害福祉、療育、保育、教育、就労支援などと連携した支援を提供する体制の整備に努めることといたしております。

また、発達障害児への支援につきましては、支援を必要とする子供が身近な地域で療育を受けられるよう、事業所へのサービス充実に向けた働きかけを行うとともに、療育機関を充実させるための取り組み方法などの検討に努めることとしております。

これら、障害児支援の提供体制の整備等には、4つの目標を設定しております。

1つ目は、児童発達支援センターを令和2年度末で1カ所の設置を目指すこと。

2つ目は、保育所等訪問支援の充実を図ること。

3つ目は、重症心身障害児に対応した事業所は、本市単独での設置が困難であることから、呉圏域におきまして、既存の施設と連携をし、その事業所の確保に努めること。

4つ目は、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健・医療・障害福祉・療育・保育・教育等の関係者による協議の場の設置を目指すこととございます。

そして、計画策定から2年間が経過をいたしました現時点での成果でございます。

1つ目の児童発達支援センターにつきましては、本市には設置の核となる医師や看護師が配置されている医療型児童発達支援事業所や障害児入所施設が乏しく、設置の検討を継続はしておりますものの設置には至っておりません。

2つ目の保育所等訪問支援の充実につきましては、現在2人の支給決定を行っており、令和元年度に1人のサービス利用がございました。

3つ目の重症心身障害児に対応した事業所は、呉市と江田島市を範囲とする呉圏域に1カ所あることから、圏域での設置と位置づける予定といたしております。

4つ目の医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係者との協議の場につきましては、江田島市地域自立支援協議会の専門部会である子ども支援部会の中に設置をいたしました。その子ども支援部会におきましては、昨年度、令和元年度に呉市の施設の

見学やコーディネーター研修を実施し、専門的な知識を有する現場の方の知識、技術を吸収できるよう進めているところでございます。

課題につきましては、医療機関受診のための保護者負担がございまして、保護者の方は、3歳児健診などによりまして、子供の発達のおくれを指摘され、その状態を詳しく知るために専門の医療機関を受診することとなります。また、その後に児童福祉法に基づく通所支援が開始されることとなります。利用される場合におきましても、診断が必要となり、医療機関を受診することとなります。しかしながら、現在、広島県内に発達障害児を専門といたします医療機関が少なく、本市にはございません。そのため、診断の予約がとりにくく、ほとんどの方が市外の医療機関を受診をされており、受診に伴う交通費や時間が保護者の負担となっている状況でございまして。

次に、2点目の今年度から始まった第2期子ども・子育て支援事業計画の中で、障害児福祉計画をどのように位置づけ、来年度の第2期障害児福祉計画を策定するかのお尋ねでございまして。

今年、令和2年3月に策定をいたしました第2期江田島市子ども・子育て支援事業計画につきましては、地域福祉計画における分野別福祉計画の1つで、障害児福祉計画など、他の分野別計画と相互に連携調整が図られております。

この子ども・子育て支援事業計画では、基本施策の1つに、子育て支援サービスの充実がございまして。その中に配慮を必要とする子供や家庭への支援といたしまして、障害のある子供への支援を位置づけております。その障害のある子供への支援といたしまして、一人一人の成長段階に応じて、必要な支援を提供するため、保健・医療・福祉・教育の各分野との連携を強化することや、障害児福祉計画に基づき支援の充実を図るものでございまして。

また、今年度策定を予定しております次期計画の第2期障害児福祉計画におきましては、アンケート調査の実施を行うなど、障害者の方やその関係者の皆様の意見集約を行う予定でございまして。そして、この意見集約を基に、江田島市地域自立支援協議会の専門部会でございます子ども支援部会におきまして、保護者の方も含めた関係者の皆様による協議を進めていくこととしております。

さらには、1点目の御質問にございました、保護者負担への課題解決や子ども・子育て支援計画など、他の計画とも整合を図りながら、本市における支援の充実に向けた計画を策定をしております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） それでは、再質問させていただきます。

障害のある子供の保護者からは、児童発達支援センターの設置を望まれています。今の御答弁では、センターとして委託をできる、受けれるような医療型児童発達支援事業所や障害児入所施設がないから設置が難しいということだったと思うんですけども、その必要性をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 児童発達支援センターの必要性についてでござい

す。

児童発達支援センターにつきましては、施設が持っている専門性を生かして障害のある児童やその保護者の方との相談、また、障害のある児童を預かる施設への援助や助言、こういうことをあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設となっております。

そして、国の方針におきましても、各市町村で1カ所設置を求めています。本市におきましても、第1期障害児福祉計画では、令和2年度末までに1カ所の設置を目指すこととしておりますので、当然に必要性を感じているところではございますが、現在のところ設置には至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 質の高い療育を受けるために、障害のある子供を抱えてらっしゃる保護者の方は、呉や東広島などの市外の療育に通ってらっしゃる現状がありまして、保護者への負担が大きく、身近で支援が受けられるよう望まれております。中には、通えないから市外に引っ越される御家庭もあります。障害のあるなしにかかわらず、子供が地域でその子らしく育つためにも、子育てしやすい環境づくりのために、児童発達支援センターは絶対必要だと思います。

センターとして専門人材が必要、配置が必須というふうになってるんですけども、これを、例えば中核市にある児童発達支援センターから専門人材の派遣を受けて圏域とか県単位で児童発達支援センターの体制をつくることはできないか、そういったことが可能ではないか。国の方針ですが、県内でもこういった専門機関がないからできてないというような課題抱えてるところもあると思うんですよね。そういったところも含めて、県全体で取り組みを御検討いただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 実際には、障害発達支援センターなんですけども、専門的な知識が必要でございます。そのため、県内でどうかというお話なんですけども、県内の各市町におきましても、現在、23市町中9市町しか設置がないわけでございます。隣の呉市におきましても、1カ所ということでございます。なかなか、専門性が高いもの、人材が必要なことがあって、なかなか設置には至っていないということなんですけども、中核市のほうからそういった人材を派遣をしていただけないかということなんですけども、それはやはり、まずもって箱というか、設備が整った施設も必要です。人材も必要ということになりますので、今のお話は、すぐということにはならないと思います。しかしながら、本市にも必要な施設ということでございますので、圏域の中でそれが可能かどうかと、呉市さんとの施設とかそういったところと調整を図りながら、それに向けた設置に向けて努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） ぜひ、圏域の中でということで考えられるので、ぜひお願いいたします。

次に、相談窓口についてお伺いしたいんですけれども、乳幼児期、学齢期から社会参

加に至るまでの各段階で、必要な相談窓口というものが市内に分散しております。また、医療機関や療育の施設は市外にもありまして、子供に合うような医療機関やそういった療育施設を見つけるのに苦勞をされているというような状況も伺います。療育支援を受けるために相談しようと思ってもあちこちに電話をしたということもお話聞きます。特に発達に課題のある子供の保護者にとっては、どこに相談したらよいのか窓口がわかりにくくなってるんですけれども、現在、子供の発達に関する相談はどこが受けるのか、教えてください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 現在、本市で行政としての窓口になりますけれども、障害者全般にかかわりますのは、市役所の社会福祉課になります。そして、子供に関するということになりますと子育て包括支援センターを持ってあります子育て支援課ということになります。さらには、本市の委託事業ではございますけれども、障害者全般の相談業務を受けております江田島市障害者相談支援事業所というのが、「ばすてる」というのがございます。この3カ所ではございますけれども、「ばすてる」がこの6月から、委託しとるのは2つの事業所をお願いしておるんですけど、分かれてしまいました、1つは社協の中にあります能美に変わりましたものと、今までありました老人福祉センター、大柿の老人福祉センターにありましたその1カ所、合計4カ所に分散されたというような状況でございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 今現在、4カ所に相談窓口、分散されてるということで、窓口をぜひ整理をさせていただいて、こういう相談だったらここですよというようなわかりやすく、保護者用のハンドブックのようなものをまとめるといいんじゃないかと思うんですけれども、どのように考えられますか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 窓口が分散しておるということでございます。

窓口で本当に子供だけではなく、障害者全般の窓口になっております。子育て支援センターは、どちらかというと本当に子供のほうということです。わかりにくいということのお話もお聞きしておりますので、どの窓口におきましても、しっかりと相談に応じられるように、サービス内容を記載ある同じ資料を使った形で相談に応じていきたいというふうに思っております。

パンフレットであるとか冊子であるとかというお話でございますので、もちろん同じような資料を作るためには、そのようなものも必要なかなと思っておりますので、前向きに検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） ありがとうございます。

そうですね、あと、窓口での情報提供ですね、そういった統一をしていくということなんですけれども、あとは、行政サービスの内容ですね、それがわかりにくいというこ

とを言われます。今、福祉のしおりなんかですと、サービス名がだつと並んで大体のこと書いてあるんですけど、実際、どのようなときにどのような支援、サービスが使えるかというのがわかりにくい。そういった情報提供もしていただきたいというようなお話がありますので、そういった支援サービスの内容、具体的にどのようなケースでどのようなサービスが使えるのかということを書いていただくと、より適切に支援が繋がると思われますので、ぜひハンドブックを作成していただいて、保護者への周知をお願いしたいと思います。

次に、支援サービスの内容について質問させていただきます。

これについては、今年度アンケート調査もありますのでしっかりと調査をしていただきたいのですが、さきほども申しましたが、窓口相談に行っても江田島市でどのようなサービスが受けられるのかわかりにくいというお話を聞きます。ちょっと具体的に申しますと、1つ挙げさせていただきたいんですが、小学生のお子さん抱えていらっしゃる方の事例なんですけれども、お子さんがかかっている病院に相談をされると、お医者さんのほうからヘルパーさんに遊びに連れ出してもらえるサービスがある、移動支援だと思えるんですけれども、そういったことを言われて相談窓口に行ったら、そういったサービスはありませんと、通院介助とかならあるけど、いろいろ条件があるから難しいですよと言われて、結局ヘルパーさんが使えなかったというような使えてないままの状況ということなんですけれども、これのお話をお伺いして思うのが、窓口スキルの対策が必要なのか、そもそもサービスの内容が医療機関と言いましたら呉とか東広島とか市外に通われてると思うんで、そういった東広島や呉のサービスが充実してるのか、圏域の中でもサービスに格差があまりないようにしないといけないんじゃないのかなということも感じるんですけれども、どのように思われますか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） サービスの内容についてでございます。

今、移動支援などが使えなかったというような事例ということだと思いますけれども、本市の場合、相談を受けますと、当然ながら、サービスというのはどこでもあるわけなんですけれども、相談を受けますと、その方に応じたサービスはこんながありますよ、こんながありますよというふうな形での情報提供をしておる、現状的にはそうです。なので、使えなかったというのがどんな理由でどうなのかというのが、ここでははっきりわかりませんが、当然、そこに対応する職員がちゃんとした知識を持って相談に応じる体制というのは当然とらなければならないとは思っております。サービスがほかの近隣市町と違うんじゃないかというようなことも今の話の中ではあるのかなと思っておりますが、呉市や東広島市などに比べて、本市はサービスを提供できる事業所がそもそも少ないんです。そういった事実がございますので、サービス自体というのは全国一律で、本市にも当然市民の皆様が利用ができないというものはございません。その枠の中でちゃんとサービスが提供されておりますけれども、そもそも事業者がない、少ないということになると、サービスを利用するには、例えば呉市であるとか東広島であるとか、そういったところに行かなければならないという状況にはあるという、実態がちょっと違うということがあります。

そのため、市民の方にはちょっと混乱を招いたところがあるのかなとは思っておりますけれども、そこは親切丁寧な相談窓口に当然していかなくちゃいけないし、窓口における職員についてもレベルアップというか、そういった知識をちゃんと身につけた形でのレベルアップを図っていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） そうですね、お一人だけじゃなくて、何人かの方からサービス提供内容が少ないということ、やはり聞くんですよね。サービスは全国一律ということはないと思います。手帳があるなしで出る出ない、支給される支給されないというもの、地域格差、これあると思うので、そういったところも見ていただきたいと思うのと、実際にどんなサービスを望まれてどれだけ利用に結びついているのか、利用に至っていないのか、アンケートでも調査して実態把握をしていただいてサービス改善ですね、そういったものを取り組んでいただきたいと思います。

サービス行き届くように窓口の整備と4つの窓口、どこでも大体同じような情報提供いただけるように、あとは市民に対して確かなサービスの提供ですね、適切にサービスをしていただきたいと思います。

次の質問、移らせていただきます。

保育所等訪問支援の体制整備の成果が御答弁ありましたが、元年度1人のサービス利用があったとの御答弁がありました。この保育所等訪問支援についてなんですが、子供が集団に適応するために、障害のある子もない子と一緒に集団の中で生活するために必要な支援だと思います。

ここで伺いますけれども、障害の手帳を持つ子供、児童の数を教えてください。療育手帳、精神保健福祉手帳、身体障害者手帳、また、手帳を持たないで受給者証というのがあると思うんですけど、放課後等デイサービスや児童発達支援受けている児童の数も教えてください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 障害者の方の人数ということでございます。

障害の種類には、身体障害者、知的障害者、そして精神障害者というのが、分けがあるわけではございますけれども、本市の身体障害者の方の数というのは、全体で1,452人で、そのうちいわゆる児童と言われる18歳未満の児童というのは10人でございます。同様に、知的障害者で療育手帳を持っておられる方、これ296人で児童は36人です。精神保健の福祉手帳というのを持っていらっしゃる方は全体で226人で児童は9人でございます。通院をされている自立支援医療を受けられている方につきましては、これは306人中児童の方は19人ということでございます。

通所もでしたか。

通所で放課後等デイサービスなどに通所サービスを受けている方、これ児童だけですけど82人でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） わかりました。

では、小学校、中学校の状況を教えていただきたいんですけども、特別支援学級に在籍する児童数、生徒数、教えていただけますでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） この5月1日現在でございます。小学校には43名、中学校には8名、合計51名在籍ということでございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） わかりました。

通常学級に在籍しながら放課後等デイサービスなどの療育に通っている児童生徒さんも20人はいないと思うんですけども、ちょっと数が比較が難しいんですけども、児童生徒さんが特別支援学級になるかならないか、保護者は誰に、どういったところに相談されるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 特別支援学級になるかならないかということだと思っておりますが、まずは在籍する学校の担任ですね、担任の先生、もしくは校長先生など、管理職に相談していただければ、学校に相談していただければと思います。相談後は、学校はちゃんと状況に応じ、専門機関を紹介し、そこでの相談とか受診ということになるかと思っております。また、専門機関といたしましては、広島県立教育センターや病院とか特別支援学校の教育相談というのもございます。こういった相談や受診を踏まえて、特別支援学級等の入級、これを検討する場合には、学校、保護者と連携の上、教育支援委員会というのがございまして、これに諮って決定するというところでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） わかりました。

学校入学してから相談先もわかりやすいように、先ほどお願いしてましたように保護者のハンドブックですね、そういったものに一緒にまとめていただきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

療育に通いながら通常学級に在籍する児童生徒さんいらっしゃいますが、通常学級で例えば、先生が授業をする中で、先生1人で学級をまとめるということが難しいというようなこともあると思いますが、通常学級ではどのような支援があるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 一人一人の課題に対応した教育が実施できるよう、通常学級におきましても必要に応じて、個別の教育支援計画というのを作成し、個々に応じた指導を行っております。

また、1学級に発達に課題が疑われる児童生徒が複数名在籍する際には、特別に非常勤講師を配置するなどして、適切な指導・支援を行っております。

さらに、教育委員会といたしましても、定期的に呉特別支援学校江能分級と各学校の特別教育支援教育が充実するような便宜を図っております。具体的に申しますと、各学校へ年3回程度巡回相談を行っております。内容は、江能分級に在籍する特別支援教育

コーディネーター、専門性を持たれた先生が各学校を訪問し、全教職員や特別支援教育担当者を対象に研修を行います。その中で教職員の特別支援教育に関する理解や指導法について学んでいきます。また、各学校の児童生徒の様子を授業参観等をして、コーディネーターが見て、担任やあるいは特別支援担当者へ具体的な指導法について個別な対応をしております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） わかりました。

それでは、ちょっと保育施設の状況も教えていただきたいんですけども、保育所等訪問支援事業は令和元年度1人のサービス利用があったとのことですが、発達に課題のある子供の早期発見、早期療育のために、その保育所等訪問支援の活用とともに、保育施設での巡回相談も必要だと思いますけれども、市内の保育施設ではどのような状況でしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 巡回相談のことでございます。

昨年度は、認定こども園のうみで3回巡回相談に来ていただいております。人数的には延べ18人の子供の相談を受けておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） こども園のうみに昨年度は巡回相談行かれたということなんですけれども、これは、保育施設全てに回るというのではなく、要望があれば巡回相談をするというような形なんですかね。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 現在では、保育園とか認定こども園、そこから直接その施設等に依頼をして巡回相談に来ていただくというような仕組みになっております。ですので、去年は認定こども園のうみからの依頼があって、認定こども園のうみのほうへ3回来ていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） わかりました。

保護者のほうから学校や保育園で子供の障害に対する理解、支援求められることあると思いますし、また、逆もあると思います。学校の先生や保育士さんが子供に支援が必要だと思っても、保護者の理解が得られないというようなこともあると思いますが、どのようなことをされてるのか、保護者との話し合いをしっかりとすることと、また適切な支援だと思うんですけども。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 確かに保護者の方の理解が必要だと思います。

まず、この保育園等の巡回相談というのは、保育園からの依頼をかけて来ていただいて見ていただくんですけども、必ずしも保護者の方の理解を得ながらやってるわけで

なく、保育士がどのように指導していいかというところを、どちらかというところ行政中心的な相談になってます。逆に保護者の方から相談に応じたいとか、見ていただきたいというのが、保育所等訪問支援事業というのがそういうサービスになります。これはサービス決定するには、それらの手続は必要なんですけれども、保護者の方からの相談、また行政側からの相談、両面から相談ができるような状況にはなっております。

ちょっと気軽にできないというところがありましたら、健診とかというのが、子育て包括支援センターでのびのび発達相談とかというのがございます。そちらの中で、それでも相談をすることができますので、そこには保護者の方、保育士の方が一緒になって話しする場面もございますので、そういったところを活用していただきながら、両面から相談に応じていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） ぜひ積極的にお願いします。

次に、今、子供の発達に関する相談を子育て世代包括支援センターのほうでもされているというお話ありましたが、あとは、ペアレントトレーニングなども実施されていると思うんですけれども、保護者への支援について、発達に課題のある子供についての支援すべき対象が、子供本人だけでなく、子供を育てる親を含む必要があると思います。先ほども健診があって相談に結びつけて診療、診断というような形になると思うんですけれども、障害を発見、告知の前後、保護者の混乱を支えて障害児を受け入れるというような支援、子供の状況の理解、親御さんの理解ですね、それと具体的な育児の助言、障害があるがゆえの育児困難だとか育児不安というものがやっぱりついてくるというようなのがあります。そういった寄り添うような支援が必要だと思いますけれども、江田島市では今後どのような支援、保護者の支援、考えられていらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 課題を持っていらっしゃる子供のそういった保護者の方というのは、本当に精神的にも身体的にも経済的にもあらゆる面で御苦労されているんだなというふうに思っております。

今、2つあると思うんですけれど、そういったことを防ぐためというのは相談というのが、まず一番最初の取っかかりなのかなとは思っています。これが一番重要なところだと思っております。相談というのは、先ほど、4つの窓口がありますよというお話をさせていただきました。そういったサービスの相談というのは、しっかりそこでしていただくその体制もつukらないといけないということで、そういったところでの支援をしていきたいと思っております。

もう1つは、保護者の方のつながりというのが大切なのかなとは思っております。保護者同士で、自分の今の置かれてる状況とかを話し合うというのは、それも本当に心の支えになることなのかなとは思っておりますので、そういった団体ですよね、そういったことにも紹介等をしていきたいなとは思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 保護者同士の交流の場ですね、ぜひ、これを積極的にやっていただきたいと思います。やはり、孤立しがちということもありますので、孤立防止にもなりますし、あと、もう1つ導入していただきたいのが、ペアレントメンターという制度です。障害のある子育て経験を生かして、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親をペアレントメンターというんですけれども、同じような障害のある子供を持つ親に対して、共感的なサポート、これを行って地域資源についての情報提供も行ったり、相談に乗ったり、こういった支援も実際求められているんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 現在、そこまで手厚い形にはなっていないとは思っておりますけれども、まずは、先ほど言いました保護者同士のつながりというのが第一だというふうには思います。

本市には、保護者の会というのが2つあると聞いております。「江田島市手をつなぐ育成会」というのと「江田島市心身障害児者父母の会」というのがあると伺っております。そのパンフレット等には、市のホームページとかで紹介はしております。窓口にもちょっと置いてるだけかもしれませんが、置いていて紹介はしておりますけれども、まずは、そういったつながりの中で支えていただくと、その次に、先ほどのそれを経験した方ということになるかと思っておりますけれども、まず、実際に会に入られている方というのは、現在困っておる方たちが入っている会でございます。毎年、毎年、年齢を重ねるごとに卒業していくという形になって、障害児を持たない方も中には増えてくると、そういったことも考えられますので、そういったOBの方で、OBという言い方が正しくはないんですけれども、障害児ではなくなった方の保護者の方にも御参加いただくような仕組みづくりを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 保護者の交流を深める体制をつくるということですね、はい、わかりました。

このペアレントメンターなんですけれども、ちょっと調べたんですが、広島県が各地域でペアレントメンターという人を人材が不足しているというような状況もあるから、育成してメンターの登録者情報も自治体に提供しているというようなこともありますので、ぜひ、やっぱり保護者の方は、実際子供の障害についても理解、特性ですね、理解しながらもやはり育児不安とか抱えやすくて子育ての自信というものが、何か芽生えにくいというような、やっぱり様々に苦悩を抱えてらっしゃるので、やっぱり身近に寄り添える方というものも、ぜひペアレントメンターという形でお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

先ほど、御答弁の中で、発達に課題のある子供の支援についての課題を医療機関受診のための保護者負担ですね、これを御答弁されていましたがけれども、何か軽減策、考えられているでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） ずっとこうやって答弁させていただく中で、いろんな話をさせていただきました。本市には、ずっと事業所等が少ない、専門的な医療機関も少ない、そういったことで保護者の皆様は皆さん市外のそういった施設であったり、医療機関であったりところに受診をされております。それによりまして、時間的にも経済的にも御苦労されているということでございます。

その中で、少しでも保護者の皆様方の負担軽減となりますように、市外のそういった施設等に通うための交通費等、こういったことの一部負担などができれば、ちょっとこれは前向きに検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 交通費の一部負担ということですがけれども、実際、保護者の方、診断を受けに行くというのに、決心して電話をかけて、仕事あたりすると遠くの医療機関もなかなか行きにくい。それが、適切な療育の機会を逃さないように、市内で診断を受けれるように定期的に専門医の派遣をしてもらうこと、それは病院に要請することはできないのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） この問題というのは、なかなか専門的な知識を持たれている方が少ないというのもまた事実なので、そういった発達に課題がある方の子供たちの診断を行っているところというのを、近隣の広島市や呉市、東広島も、例えば、この3市で21カ所です。21カ所の中で、多くは本当に予約制がありまして、初診までの期間で長いところで半年というようなところもございます。なかなか診断をする先生の数等も少ないということございまして、そういったところには、いうのがありまして、巡回相談にも来ていただくというのは、そこの診断を休んで江田島市に来ていただくという形になりますので、なかなか人材的に厳しい状況にあるということでございます。

しかしながら、来てほしいということの依頼をかけることはもちろんできますので、そういったところでのお話はちょっとさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） ぜひお願いします。

半年待ちというのは1カ所というふうに聞いてますので、ぜひ当たっていただきたいなと思います。

もう最後になりますけれども、子育てしやすい環境づくりは市の主要施策となっております。障害による育ちにくさに対する支援が施策によってしっかり提供されることで、江田島市全体で子育てしやすい環境になって全ての子供たちが健やかに育っていくんだと思います。

江田島市で生まれてここで暮らし続けるように共生社会の実現は、子供の環境づくりからだと思いますので、これから計画策定のためのアンケート調査もありますけれども、保護者の意見をしっかりと聞いて反映させていただくことを要望いたしまして、一般質問

を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、1番 長坂議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時00分まで休憩いたします。

（休憩 11時49分）

（再開 13時00分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 重長英司議員。

○3番（重長英司君） 皆さん、こんにちは。市民クラブの重長でございます。

このたびの新型コロナウイルスで犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、闘病中の方々にお見舞いを申し上げます。また、医療関係者をはじめこの新型コロナウイルスと闘っている方々に感謝を申し上げます。そして、江田島市の大柿高校に対する多大な御支援に感謝をいたします。

それでは、通告に従いまして、3項目8点の質問をさせていただきます。

1項目め、民泊事業について、次のことをお伺いします。

これまでの民泊事業の成果について。

民泊事業の成果に対する反省と今後の取組について。

民泊事業と観光協会の連携及び事業の独立化について。

2項目め、今年度の学校教育について、次のことを伺います。

休校中の児童生徒についてどのような学習指導をしてこられましたか。

今後の学習指導及び学校行事についてどのような体制で臨むのか。

子供たち、保護者の皆様についての精神的サポート、またいじめの回避について。

3項目め、市役所の窓口業務体制について、次のことをお伺いします。

窓口業務の研修についてどのような研修をされているのか。

特別定額給付金の窓口対応について。

以上、3項目8点の質問にお答えをお願いいたします。それでは、よろしく申し上げます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 重長議員から3項目8点の御質問をいただきました。1項目めと3項目めにつきまして私がお答えをさせていただき、2項目めにつきましては教育長からお答えをさせていただきます。

初めに、1項目めの民泊事業について、お答えをいたします。

民泊事業につきましては、平成23年度に江田島海生体験交流協議会を立ち上げまして、モニターツアーを実施、そして平成24年度から本格的に受け入れをしております。受け入れにつきましては、昨年度までの8年間で全国21都道府県及び海外から182校、約1万8,000人の生徒さんが江田島市を訪れておりまして、民泊事業は本市の交流人口の増加や縁づくりに大いに貢献をいたしております。また、民泊を体験することで、生徒の皆さんにとって本市が第2のふるさととして強く心に残り、民泊後に再度本市を来訪する生徒さんもおられます。

一方、受け入れる側の家庭の皆様からは、島の生活を生徒さんに体験してもらうことで、みずからも島のよさを再認識でき、若い世代と交流することによって、その楽しさを感じ、受け入れ家庭の方御自身も暮らしがより豊かになるとの御意見もいただいております。

さらに、この民泊事業における広島県の予約一括窓口であります広島湾ベイエリア海生都市圏研究協議会によりますと、昨年度実績で本市の事業効果として約6,700万円の直接的な効果額が算出されております。

次に、2点目の民泊事業の成果に対する反省と今後の取組についてでございます。

民泊事業の受け入れ数につきましては、平成24年度の本格受け入れから順調に増加をしておりました。しかしながら、ここ数年の受け入れ数は横ばいとなっております。この要因につきましては、他地域との競合、魅力ある体験プログラムの不足及び受け入れ家庭の不足の3点がございまして、その対策に努めているところでございます。

まず、1点目の他の地域との競合への取り組みでございます。

近年、体験型修学旅行では平和学習や民泊が体験できる沖縄方面を選択する学校が増えてきております。今後は、広島湾ベイエリア海生都市圏研究協議会を構成する自治体が一体となりまして、他の地域よりも安い費用で平和学習や民泊が体験できることを利点とし、旅行代理店を通じたセールスをさらに強化してまいります。

次に、2点目の魅力ある体験プログラムの不足への取り組みでございます。

民泊事業に取り組む自治体が全国的に広がってきております。その中でも本市を選んでもらえるよう、豊かな自然と島の暮らしを生かした体験プログラムの開発が必要でございます。今年度から地域おこし協力隊員として体験型観光推進員を配置いたしまして、豊富な地域資源を生かした本市ならではの体験プログラムの開発や、それを提供する体制づくりを進めてまいります。

3点目、受け入れ家庭の不足への取り組みでございます。

本市では、現在128家庭が受け入れ家庭として登録をさせていただいております。多くの皆様に事業に対する御協力をいただいております。しかしながら、生徒数が200人を超える学校の受け入れ時や受け入れ日程が連続する場合などは、受け入れ家庭が不足する場合がございます。引き続き、様々な場面で民泊のよさをアピールするとともに、現在登録をいただいております受け入れ家庭の皆様の人脈を活用した推薦による勧誘を強化してまいります。また、修学旅行先として選ばれる江田島市とするために、受け入れ体制の質をさらに向上させてまいります。受け入れ先に係る研修や家業体験の手法を学ぶスキルアップ研修を一層充実させることで、安全で魅力ある受け入れ体制の構築に努めてまいります。

次に、3点目の民泊事業と観光協会の連携及び事業の独立化についてでございます。

民泊事業につきましては、現在、交流観光課内に民泊受け入れの母体である江田島海生体験交流協議会の事務局を置きまして、受入手数料や市からの補助金で受け入れ業務や旅行代理店へのセールス活動、受け入れ家庭への研修会などを行っております。今後、この民泊事業を持続可能な事業へと進展させるためには、市からの補助金に依存しない、収益が見込める事業として成り立たせていく必要がございます。収益事業化の1つの手

段として民泊事業の独立化は、検討していく必要があるかと思っております。その民泊事業の受け皿となる組織として、江田島市観光協会も1つの候補として検討をしております。

次に、3項目めの市役所の窓口業務体制について、お答えをいたします。

まず、1点目の窓口業務の研修についてでございます。

本市では、江田島市、そして市民にとって何が最善かということのを唯一の判断基準として、市民の皆様と一緒に施策を進めていくことができる職員の育成に取り組んでおります。

とりわけ窓口業務に当たる職員につきましては、来訪される市民の皆様のそれぞれの立場や目線で考え、丁寧にわかりやすく説明できることが大切であると考えております。このため本市では、市役所内や広島県自治総合研修センターなどで開催される研修を職員に受講させ、能力の育成に当たっているところでございます。

具体的には、新規採用直後の初任時から中堅、監督者、管理職までの各職位で必ず受講しなければならない研修において、市民の皆様身近な窓口で必要とされる接遇マナーや、コミュニケーション能力の向上など、内容に取り入れております。

また、市町村職員中央研修所、市町村アカデミーで開催される特別研修にも本市職員を参加させております。他の自治体との情報共有を図るとともに、住民窓口サービスの向上に必要な知識の習得と実務遂行能力の向上に役立てております。

次に、2点目の特別定額給付金の窓口対応についてでございます。

特別定額給付金については、市民の皆様の関心が高かったことから、でき得る限りの迅速な給付を目指し、専従職員のほか全庁的な応援職員を動員して、休日・夜間を問わず作業を手分けして進めてまいりました。こうした協力もあって、先月5月13日には、全市1万2,285世帯への申請書を発送し、本日までに1万1,449世帯分、計7回の振り込みを完了してまいりまして、給付率は94%となっております。

これまで、市民の皆様から申請方法や給付時期などのお問い合わせをいただいております。申請が集中し膨大な作業が生じた5月下旬には、明確な給付日をお示しすることができないこともございました。しかしながら、市民の皆様からのお問い合わせに対しては、その都度、一つ一つ事情を説明させていただきまして、その結果、大変だと思うが頑張ってくださいなど、温かいねぎらいの言葉をいただくこともございました。

引き続き、このたびの給付金事務にかかわらず、市民の皆様に対する親切丁寧な対応を心がけ取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 重長議員から今年度の学校教育についての御質問をいただきました。お答えさせていただきます。

まず、1点目の休校中の児童生徒について、どのような学習指導をしていたのかについてでございます。

各学校におきましては、児童生徒の学習におくれが生じることがないように、児童生徒みずからが主体的に学べるよう学習内容を選択・計画・実行することができる学習課題

を提示してきました。さらに、教職員は週1回程度の割合で一人一人の児童生徒宅を訪問し、学習課題の状況の把握に努めた上で、添削指導を行ってまいりました。具体的には、教科書と併用できる教材を各校の実態に応じて教職員が作成したり、プリント教材に加えテレビ放送等を活用した学習やオンライン教材を紹介したり、学校によってはホームページを活用した自作動画を配信するなど、今年度の教育課程の実施に支障が生じないよう工夫を凝らした学習指導を行ってまいりました。また、学校再開の見通しを持たせるため、学年ごとに時間割りを作成し、生活リズムを崩さないような取り組みも行っていました。

次に、2点目の今後の学習指導及び学校行事について、どのような体制で臨むのかについてでございます。

学校再開後の学習指導におきましては、学校の新しい生活様式を踏まえ、学校における感染症対策を徹底するとともに、いつ感染の第2波が来て登校できなくなるかわからない状況であることも考慮し、ICTを活用した学習活動をこれまで以上に推進してまいります。

また、各教科等の指導につきましては、感染のリスクが高いとされている体育科における身体接触を伴う活動や、家庭科における調理実習などは、感染リスクが高いため、年間指導計画の中で指導の順序を入れかえるなど、柔軟に対応してまいります。

さらに、学校行事につきましても、臨時休校で不足した授業時間の確保や感染拡大のリスクを低減する意味から、夏休みなどの長期休業期間も短縮したり、行事の内容を精査し、状況によっては中止や延期も考えてまいります。その際には、児童生徒はもちろんのこと保護者にも速やかに連絡し、しっかり理解が得られるよう説明してまいります。

次に、3点目の子供たち保護者の皆様についての精神的サポート、いじめの回避についてでございます。

各学校におきましては、感染拡大防止をするため、これまで以上に校内の保健管理体制を強化し、学級担任や養護教諭が中心となって朝の検温や共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間、登下校時の児童生徒の見守りなど、子供たちや保護者の不安を払拭するよう努めております。

また、学校で体調が悪くなったり熱が出た場合には、マニュアルに沿って対応し、子供たちや保護者が安心して学校に登校できるような体制づくりを行っております。

さらに、新型コロナウイルス感染症に係るいじめや誹謗中傷、あるいは精神的サポートが必要だと思われる児童生徒や保護者を素早く見つけられるよう、常にアンテナを張り、待っているだけでなく学校からも積極的に相談に乗り、必要であればスクールカウンセラーなどとも連携を図り、寄り添った対応を丁寧に行ってまいります。

この新型コロナウイルスについては、まだまだ未知の部分もあり、皆さん不安に思っていることもたくさんあると思います。学校では、新しい生活様式を子供たちにしっかり身につけさせ、大人のほうが子供たちから教わるができるくらいしっかりと指導してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

コロナに負けない子供たちの育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、民泊事業について御答弁をいただいたんですけれども、これまでの民泊事業の成果ということで、江田島市は約6,700万円の経済的な効果額があると回答していただいておりますが、これの内訳をちょっと教えてください。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 直接的な効果額についての御質問でございます。

直接的な効果額とは、広島湾ベイエリア海生都市圏研究協議会が算出しております平均所要額であります1生徒当たり1泊1万4,000円の単価で計算しております。昨年度が延べ4,813泊であったため、これに1万4,000円を乗じましたら6,738万2,000円となります。この平均所要額の内訳は、受け入れ家庭に支払う民泊体験料、家業体験料、そして昼食体験料等、それから旅行会社とか協議会に収める手数料、それぞれ10%、それぞれの合計になります。

そうなりますので、全体的な効果額となりますと、試算はできておりませんが、これに交通費でありますとかお土産代、そういったものを加算することになると思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） それで、今、資料によりますと、民泊体験料と家業体験料、家庭での昼食、これを4名を受け入れて1泊2日の場合に受け入れ家庭に入るお金が大体3万2,640円。これで、今、江田島で受け入れ家庭で年間で一番受け入れ数が多くてそういったふうな受け入れをしている家庭の売り上げといたらおかしいんですけれども、1年間で幾らぐらいの収入がありますか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 昨年度の実績です。最大受け入れ家庭が27校受け入れておられまして、110万2,280円の金額でした。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） ありがとうございます。

これで一応いろんなうわさやなんかもあるのですけれども、おおむね受け入れ家庭も体験する修学旅行生も割と評判がいいというふうに伺っておりますので、これがどんどん発展していけば、江田島を知っていただく、いわゆる私はこの民泊事業というのは、観光の一環として思っておりますので、まず、受け入れの窓口、江田島を知っていただくための窓口として受け取っておりますので、しっかりとそういったあたりの対応をしていただきたいと思います。

2番目の民泊事業の成果に対する反省と今後の取組ということで、3つですね、反省点がありました。他地域との競合、魅力ある体験プログラムの不足、受け入れ家庭の不足ということで、一応大まかな説明があったんですけども、そのところもう少し詳しくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 3つの要素について、もう少し詳しくということでございます。

他地域との競合につきましては、広島湾ベイエリア海生都市圏研究協議会の調べで、関東地方の高校生が修学旅行積立額を増額しまして、沖縄方面への旅行が可能となったためであると、そういうふうに伺っております。

広島においても、被爆の実相を伝える意義深い平和学習がございますので、平和学習とセットで、しかも沖縄より安価で民泊も体験できると、そういったことを強調してまいりたいと、そういうふうに思っております。

それから、魅力ある体験プログラムづくりなんですけれども、トレッキングでありますとかSUP、オリーブ収穫体験等、瀬戸内の特性を生かした江田島市ならではのそういった体験メニューも考案してまいりたいというふうに思っています。

最後に、受け入れ家庭の不足につきまして、今、受け入れをされている家庭の経験とか人脈で新規家庭を掘り起こしていくということで、つながりのある、そして質の高い受け入れが可能になると、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） その中で体験という部分で、江田島市ならではの体験プログラムの開発というふうにお答えをいただいておりますけれども、例えば蒲刈のほうへ行ってもカヌー、SUPはできるわけですね。江田島市のそういったので、江田島のほうがもっといいんよとか、もう少し江田島をアピールするためのプログラムとしてはどのようなものがありますか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 同じSUPではあるんですけれども、それに魅力を持たせるということで、すぐには思いつかないんですけれども、また、そういうことも検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） これちょっと苦情的なことを耳にしたんですけれども、体験につきまして、この体験レポートの中で、江田島市修学旅行における民泊についてということで、民泊は必ず生徒とともに行動し、絶対に目を離さないでください。御夫婦で受け入れられる場合は、どちらかが必ずついておくようにしてください。放置はだめですというふうな一文があるんですけれども、聞くところによると放置をしている受け入れ家庭があるやに聞いております。こちらあたりはいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） まだまだそういった問題もあるように私も聞いております。これにつきましては、緊急にまた研修会等開きまして、そういうことの解消に努めてまいりたいと、そういうふうに思います。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君）　それがないようにしていただきたいんですけども、そのために研修を行われるということだったんですけども、そういう家庭、研修を受けていただきたい家庭の人ほど研修に参加してくれないというふうなことも聞いたことがあります。そこらあたりがそうならないように、しっかりと話をしまして、受け入れ家庭のほうに理解をしていただいて、そうならないように対策を講じていただきたいと思えます。

そして、次の受け入れ家庭の不足という部分でございます。それが、今、受け入れ家庭自体が高齢化が進んでおりますよね。ですから、だんだん受け入れるのにしんどくなってきてる、体がついていかない、若い受け入れ家庭が非常に数が少ない、そこらあたりの対策としてはどのような対策がありますか。

○議長（吉野伸康君）　泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君）　受け入れ家庭の不足につきましては、現在の受け入れ家庭の方の人脈とか使いまして、新たな発掘もしてまいりたいと思うんですけども、民泊事業をもっと充実していくことで、民泊による収益いうんですかね、実入りも増やしながら、そういった魅力も増やして若い人にも民泊家庭の受け入れを協力してもらいたいと、そういうふう考えております。

○議長（吉野伸康君）　重長議員。

○3番（重長英司君）　私もその点につきましては、同じ意見なんですけれども、やっぱり片手間に民泊を受け入れるのではなくて、やっぱり民泊を1つの事業として受け取って、若い人が、例えばIターンでもUターンでも江田島には空き家がたくさんありますので、そういったものを利用していただいて、そこで事業として成立するような金額が受け取れるような、そういうふうな方向に行かなければだんだんこの事業そのものが縮小していくような心配をしてるんですけども、やっぱりここらあたりでしっかりとそういった宣伝と言ったらおかしいんですけども、受け入れ家庭を増やすために、やっぱり何校受け入れたら幾ら収入がありますよ、この分でやって、あと副業的にほかのことをすれば、それで生活が成立しますというふうな形の、そういった案内の仕方もありましょうし、それを江田島の家庭だけでなくで近隣あるいは遠方でも、そういった意思のある人はどうぞ江田島においでてください、江田島で一緒に仕事をしましょうというふうな宣伝を、やっぱりしていくことが肝要ではなかろうかと思えますので、そこいらあたりをどうぞよろしくお願いします。

では、続いて、3番目の民泊事業と観光協会の連携及び事業の独立化についてに移らせていただきます。

さっきも申しましたように、やっぱり独立した事業として成立しないとだんだん尻すぼみになっていくと思うので、その中でやっぱり市の事業としてするんじゃなくて、独立した事業としてある程度行政から離れて、自分たちが独自の形で動けるような方向に転換していかないと、そういった大きくなっていく、大きくしていくということが難しいんじゃないかと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君）　泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君）　今後、この民泊事業を持続可能な事業へと発展させてい

くためには、市からの補助金に依存しない、収益が見込まれる事業として成り立たせていく必要がございます。そのためには、先ほど申しました他地域との競合、魅力ある体験プログラムづくり、そして、受け入れ家庭の不足に対する対応、この3つの反省を克服することで安心・安全で付加価値を持った民泊事業の推進と、その受け皿となる人づくり、組織づくりを進めてまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） ぜひ、その方向で、しっかりこの事業の継続をお願いしたいと思います。

それでは、次に、今年度の学校教育についてお伺いします。

休校中の学習指導につきまして、これはどの学校もほぼ同じように週1回の家庭訪問とプリントを配ってそれを回収するというふうな形で運営をされているということじゃったんですけども、1つ聞きたいことは、新学期からは新しいことを始めるんですね。だから、復習ではなくて、これまで習っていない部分を自分で勉強していかなければいけない。普通なら学校でまず教えていただいて、それを家で勉強する、復習をするというふうなことがこれまでだったと思うんですけども、今年は自分でまず勉強していかなければならない。そこらあたりでの苦労というか、理解度みたいなことは今どうなんでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 3月に休校があったときには、1年間のまとめの時期ですので、1年間のまとめのような学習を行いました。この4月からは、新しい教科書等も配られていますので、学年によって低学年から高学年、あるいは中学生、学年によって状況は違いますけれども、事前の教科書を使った、あるいは配付したプリント等で予習といたしますか、もちろん学校が再開して、そこについてはもちろん指導しますけれども、時間が限られていますので、少ない時間で教育効果が上がるような予習のような学習をしています。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） まだ、学校が再開して日にちがたっていないので、どれだけのお休みの間の学力の部分についてはまだ完全に把握されていないんじゃないかと思うんですけども、一応、全校小中を訪問させていただいて、その中で校長先生からお話をお伺いして、その部分では割とどの学校もそれなりに工夫をして、すごく頑張っておられるなど実感しておりますので、そういった部分ではしっかりと対応されている。このまましっかりと、まだ新しいことばかりで大変だろうとは思いますが、その対応をして子供たちの指導をしっかりとお願いしたいと思います。

2点目の今後の学習及び学校行事についてということで、昨日、平川議員さんのほうから似たような話がありましたので、ここでは、簡単にICTの利用についてを少し説明してください。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） ICTの活用でございます。

これは、学校が休校期間中も学校のほうでは取り組んでおりました。広島県の教育委員会が推奨していますG Suiteというものがございます。これは、クラウドサービスというものなんですけど、これを利用してICTで授業をするということであります。

今の段階なんですけど、これは教員と生徒との双方向型の学習支援が実施できる環境ですね、環境がおおむね整ってきております。今月末、6月末までには、これが全ての学校で完了するふうな予定にしております。

今後は、双方向の学習が効果的に実施できるよう、生徒のみならず教員もスキルアップの指導、研修を行って、いつ第2波が来ても対応できるようにICT教育、これまで以上にやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） しっかり、そのICTを利用して、まず、学校がお休みになっても困らないような勉強ができるような環境づくりをお願いしたいと思うんですけども、その中で、今、各学校いろいろ聞いてみたところ、大体ICT環境に家庭がなっていないところが大体30%ぐらいあるとお伺いしております。それも親がいないと使えないというふうな家庭もあって、全然使えないというのがほぼ30%、そこらあたりでICTの普及については、どのような方策をお考えでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） ICTが全てとは、今のところは考えておりません。全家庭100%になるまで、ICTをしないかといったら、そんなことではないんですよ。やっぱり紙の教材を渡したり、あとは、DVDにして先生方、双方向にはならないんですけど、先生方がつくったDVDを見てやるというふうなこともございますので、そういったことも工夫しながら学校はやっていくということでございます。

また、今年度GIGAスクールの構想ということで、校内LAN、これをやっていこうと今考えております。それに伴いまして、やっぱり各家庭にもでき得る限り光回線を引いてほしいなというふうには思っておりますので、その辺のことも今後は財政当局とも話をしながら、進めていければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） 私もきのう、岡野議員さんと平川議員さんのお答えの中で、GIGAスクールですか、という言葉、GIGAスクール事業ですね、その言葉をお聞きして、何なんだろうかなと思ってわからなかったんですけども、今のことがGIGAスクールという形のことでいいわけですね。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） そもそもGIGAスクール、まずは学校の中で、学校内でパソコンもしくはタブレットがどこの教室でも使えるようにするというのが、まず第一段階なんですよ。今度は、そのタブレットを各家庭に持って帰っても使えるようにするというのが第二段階というふうになっておりますので、まずは学校を整備する。その

後は、タブレットを整備して、各家庭でも使える、そうすれば、この第2波が来てもタブレットが家庭でも使えるようになるというふうに考えております。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） よくわかりました。

その方向で進んでいただければありがたいと思います。

広島県の発表では、県立高校を皆そういったICTです。各個人には、個人の家庭の負担でパソコンなりタブレットなりを準備していただくというふうな方針が発表がありました。これは、文科省がそんな全国で聞いたことないねみたいな、文科省の発表もありました。やっぱり個人に負担を強いるというのは、それができないところもあるということなんで、今の次長さんのお話では、まず、学校で設備をしてそれを家庭でも使えますよというふうなのであれば、それは非常にすばらしいことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次の3項目め、子供たち保護者の皆さんについての精神的サポート、いじめの回避についてという部分なんですけれども、やっぱり休みが続きますと、不登校ぎみの子はなかなか学校に行けない精神状態に陥ったりとか、これまで大丈夫だったんだけど、休みが続くと学校に行くのが嫌になったりとかというケースもあると思うんですよね。そこらあたりの精神的な部分をちょっとお伺いしましたところ、三高中学さんは自主登校の日ですね、もう最後ぐらいですけれども、スクールカウンセラーをお呼びして、生徒全員のカウンセリングを行ったということだったんで、やっぱりそういったことをほかの学校でも、人数によってはすぐにはいかないかもわからないんですけども、やっぱりそこらあたりの精神的なケアを、やっぱりきめ細かくお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） いろいろ御心配していただいているところにつきましては、学校と今も緊密な連携をとりながら対応しているところでございます。

先ほどの三高中学校に視察に行かれてときのスクールカウンセラーの対応でございます。三高中学校は生徒数が少ないですから、個々の対応できますけれども、例えば、江田島中学校、一定数おりますので個々の対応できません。今やっているのは、いわゆる集団、グループでの面接、これをやっています。そうすると、漏れなく面接できて、その中から気になる子供がいたら個別に声をかけてスクールカウンセラーと面談をするという。

あと、もう1つ取り組んでおりますのが、学校での居場所づくり、子供たちが自分の教室でいろんな学習活動ができればもちろんですけれども、なかなかできにくい子供もいます。だから、校内でスペシャルサポートルームと称してましてけれども、別室登校で子供たちのそういう学校に行きにくい子供たち、教室に入りにくい子供たちが安心して過ごせるような居場所づくり、そういうものも必要に応じて実施しております。

あとは、もちろんこれは基本的なことですけれども、日々の学級担任、あるいは養護教諭等が、子供たちの様子をきめ細かくやっぱり観察しながら、小さな芽のところ、心配な状況から把握して早目に取り組む。これは基本的なことですけれども、全ての学校

でやっております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） ありがとうございます。

学校がかなり気を配って運営しているというのは、本当によくわかっております。

そこで、学校の環境ということで、クーラーが設備、学校によってはクーラーがすごく少ない学校があるんですね。新しく改修したような学校、例えば切串小学校やなんかは、ほとんどのところにクーラーがついてる。能中では、能美中学は美術、理科、音楽、技術、家庭、この特別教室にはクーラーがないということで、それを授業で入りきらないからそういう教室も使って授業をしなきゃいけないということがあるというのを聞いておりますので、やっぱりそこらあたりの環境ですね。クーラーを、これは一朝一夕にはいかんことだろうと思うんですけども、どこの学校に行っても大体普通で使うような教室にはクーラーの設備をなるべく早くつけていただければ、もし何かが起こってもそれに対応がしやすいので、ぜひお願いをしたいと思います。

それと、最後に、先週ちょっと車で走って、通学、例えば下校時に自転車の子供がマスクをして自転車乗っとるんです。これは、これからはすごく危険なことだろうと思いますので、自転車に乗る場合には、マスクはしないほうがいいと思いますので、そこらあたりの指導のほうも、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、最後に市役所の窓口業務体制についての質問をさせていただきます。

1番目の窓口業務の研修についてということで、いろいろお伺いしたんですけども、丁寧にわかりやすく説明をできることが大切ということでもありますけれども、まず、第一に窓口で市民の方が行かれますよね。そのときの対応が、まず最初の対応が私は一番問題だろうと思うんです。あまり役場のほうに足を向けられない方が1年に1回行くか行かんかという方もたくさんおられると思うんですね。そういう方が窓口へ行って、1階の受付入って、ほんでわしゃどこに行くんかいな思っで見回して、こっちが受付と書いてあると行ったときに、皆さんが一生懸命机について仕事をされよるんですね。そこに人がおるのが気がついたときに、ふっと顔を上げて、まずどうするかいうたら、周りを見るんです。周りを見て誰も対応をせん、席を立たん、しようがないな、わしが立とうかというふうなことを多々見えるんです。そうなったときに、やっぱり市民の皆さんは対応が悪いというか、ちょっと来づらいとこじやのうという印象を受けると思うんですね。それを、気がついたらすぐぱっと立って、すっって行って、御用件を伺いますというふうな形の対応ができれば、物すごく印象が変わるんです。おお、この役場はええ対応してくれるのと必ずそう思っただけだと思います。ですから、そこらあたりをしっかりと研修をしていただきたいと思います。

ちょっと時間がないので、それはお願いとして、そうすれば研修の成果がすごく上がったと市民の皆さんが理解をされると思います。

2点目ですね。

特別定額給付金の窓口対応についてということで、市民の方からちょっと質問をいただきまして、それをちょっと読み上げさせていただきます。

「お疲れさまです。江田島市の特別給付金申請が5月15日でまだ支給されていません。電話をしても「申請して1週間から2週間」と言うだけです。税務署の還付通知ははがきにシールを張って送られます。江田島市のホームページでは、送金通知はありません。記帳してください。外出の自粛期間に金融機関に何度も記帳に行くのは高齢者など負担が大きく、何か改善点はないのでしょうか。担当課に電話をしてもあなたの送金日は教えられません。不備があれば連絡します。不親切にいらいらが募ります。もし、職員だけが5月22日の支給があったとしたら、不公平感はぬぐえません。調査をお願いいたします。」というふうなメールをいただいております。

だから、そういったふうな不満に思っておられる方もおられると思うんですけれども、私自身はそういった窓口対応で特別給付金で気になったところは、いつももらえるかねと窓口で聞いたときに、わからんですよというふうな返事しかもらえなかったというふうなことで不満を感じておられる方がおられるので、受け付けてから大体、書類審査をして送金するように金融機関をお願いをして、そうすると大体何日後ぐらいに振り込まれるはずなので、それぐらいのときに金融機関に記帳に行ってくださいというふうな案内ぐらいをしていただければよかったんでないかと思うんですけれども、そこらあたりはいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） まず、1点目の振込日のお知らせなんですが、市長の答弁にもありましたとおり5月13日に申請書を発送して、一気に申込みが繁忙してきたということで、非常に事務処理も混雑いたしました。その点について、あなたの支給日がいつですよということを明確にお知らせできなかったのは確かでございます。

特別給付金の事務フローにつきましては、いかに早く市民の皆様にご給付金をお届けできるのかをまず検討しました。交付決定通知書、いわゆる振込通知というものなんですが、その発送手続を簡略しました。これは、逆に見れば、本市では通常毎月3回10日、20日、30日と月に3回ほど振り込み支払いを実施しております。今回の定額給付金につきましては、特例的に毎週火曜日と木曜日の週2回ほど振り込みを実行しております。このため、申請受付から書類を審査し、電算入力を経て給付金の振り込みまでを短時間で処理する必要があります。このため、通知書を各家庭に郵便で発送した場合、通知が届いたときにはもう既に振り込みが終わっているというようなことも考えられます。市民の皆様には、振り込み確認のお手数を大変おかけしたことはございますが、こうした事務処理によって早急な給付が可能となっておりますので、この点については御理解いただきたいというふうに思います。

もう1点、職員の振り込みが早かったんじゃないかという点があったと思うんですが、この点につきましては、幹部会議を通じまして、職員については市民の皆さんをまず優先しようというようなことを通知して、職員は6月以降の申請にしてくださいというお願いをして、皆さんそのようにルールを守ってやっていただいております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） この特別給付金に関しましては、私もすごく急な話で、一気

にこれを処理しなければいけないということで、職員の皆様の苦労というのは大変なもんだっただろうなというのは容易に想像ができますので、そういった市民に対する対応はちょっとの部分はあったと思うんですけども、仕事ぶりはすごく素晴らしいんじゃないかと私も思っておりますので、そこらあたりは大変感謝しております。やっぱりそこらあたりで感謝が見えるのは対応なんで、その対応を今後、やっぱりせっかくいいことをやっても対応次第によっては印象が悪くなるんですね。これ物すごく損なんですよ。ですから、いい印象を持ってもらえるように、ぜひ頑張ってください、江田島の役場はええ役場で、行ってみんな、みんな気持ちよく話ししてくれるよというふうなみんなが思ってもらえるような対応をぜひお願いして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、3番 重長議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。2時5分まで休憩いたします。

（休憩 13時56分）

（再開 14時05分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 報告第5号

○議長（吉野伸康君） 日程第2、報告第5号 専決処分の報告について（（仮称）鹿川交流プラザ新築工事（建築）請負契約の変更について）を議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第5号 専決処分の報告について（（仮称）鹿川交流プラザ新築工事（建築）請負契約の変更について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、市長の専決事項の指定に基づきまして、（仮称）鹿川交流プラザ新築工事（建築）請負契約の変更について、専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第7号につきまして、御説明をいたします。

失礼しました。報告第5号につきまして、御説明をいたします。

議案書2ページに専決処分書、3ページに参考資料を添付いたしております。

参考資料によりまして御説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

1、契約の目的及び、2、契約の方法につきましては変更はございません。

3、契約金額でございます。契約金額は変更前が1億9,690万円で、令和元年6月19日に議決をいただいております。このたび契約金額を1億9,878万9,8

00円に変更をするものでございます。

4、契約の相手方及び、5、工期につきましては変更がございません。

変更の理由でございます。追加工事及び仕様の変更を行うためのもので、近隣の市民や利用者の方からの御要望によりまして、プライバシー保護のためのフェンス工事の追加及び利用者の方の利便性向上のための調理台仕様の変更によるものでございます。

2ページをお願いします。

専決処分年月日でございます。専決処分年月日は、令和2年5月14日でございます。説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第5号を終わります。

日程第3 報告第6号

○議長（吉野伸康君） 日程第3、報告第6号 令和元年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第6号 令和元年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告についてでございます。

令和元年度江田島市一般会計継続費繰越計算書を議案書5ページのとおり調整しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第6号につきまして、御説明をいたします。

議案書5ページをお願いいたします。

議決をいただいております継続費の年割額につきましては、あくまでも予定額でございますので、実際の支出額が年割額に達しない場合には、支払い残額を継続最終年度まで逡次繰越することができるものでございます。また、その場合には、繰越計算書を調整し、報告する必要がございます。

それでは、令和元年度江田島市一般会計継続費繰越計算書でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名、保育施設管理運営事業でございます。継続費の総額7億1,300万円のうち、令和元年度継続費予算現額の計4億8,925万円、支出済額及び支出見込額1億7,734万8,000円、残額3億1,190万2,000円で、この3億1,190万2,000円を翌年度に繰り越しをいたしました。繰越額に対します財源内訳は、繰越金1,570万2,000円、特定財源としまして地方債2億9,620万円でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第6号を終わります。

日程第4 報告第7号

○議長（吉野伸康君） 日程第4、報告第7号 令和元年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第7号 令和元年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書7ページ及び8ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第7号につきまして、御説明をいたします。

議案書7ページをお願いいたします。

令和元年度江田島市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

一般会計におきます繰越事業は、2款総務費で財政管理事業、公共施設再編整備事業の2事業、3款民生費で保育施設管理運営事業の1事業、6款農林水産費で災害対策事業、農業用施設維持管理事業、小規模崩壊地復旧事業の3事業、このページの中段から次のページ、8ページ中段まで、8款土木費で土木一般事業、道路維持管理事業、道路改良事業、道路整備事業県負担金、河川維持管理事業、急傾斜地崩壊対策事業、急傾斜地崩壊対策事業県負担金、港湾維持管理運営事業、港湾建設事業県負担金、都市下水道維持管理事業の大原ポンプ場と外海ポンプ場、排水機場維持管理事業の12事業、11款災害復旧費で水産施設災害復旧事業、土木施設災害復旧事業の2事業、13款諸支出金で下水道事業会計繰出金の1事業でございます。

この合計21事業、総額10億5,867万3,000円の繰越額につきましては、2月の定例会におきまして議決をいただいているところでございます。このうち2款総務費の財政管理事業につきましては、令和元年度内に事業が完了し、そのほかの5事業につきましても、進捗状況によりまして繰越額が減となっております。このことから、翌年度、令和2年度への繰越額の総額は10億1,979万4,000円でございます。

なお、翌年度繰越額に係る財源内訳につきましては、既収入特定財源ゼロ円、未収入特定財源としましては、国・県支出金が2億4,882万8,000円、地方債が3億90万円、そして、一般財源が4億7,006万6,000円でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第7号を終わります。

日程第5 報告第8号

○議長（吉野伸康君） 日程第5、報告第8号 令和元年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第8号 令和元年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告についてでございます。

令和元年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書を議案書10ページのとおり調整しましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第8号につきまして、御説明をいたします。

議案書10ページをお願いいたします。

令和元年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

このたびの事故繰越は、一般会計で繰越事業として実施しておりました小規模崩壊地復旧事業などにおきまして、作業員の不足によりまして期限内の完了が困難となり、事故繰越したものでございます。

繰越事業は、6款農林水産業費で小規模崩壊地復旧事業の1事業、8款土木費で急傾斜地崩壊対策事業、急傾斜地崩壊対策事業県負担金の2事業、11款災害復旧費で農地災害復旧事業、農業施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業、土木施設災害復旧事業の4事業でございます。

合計欄の支出未済額4億3,578万6,092円に支出負担行為予定額2,186万2,600円を加えました総額4億5,764万8,692円が翌年度、令和2年度への繰越額でございます。

なお、翌年度繰越額に係る財源内訳につきましては、既収入特定財源ゼロ円、未収入特定財源としまして国・県支出金が3億3,302万8,444円、地方債が1億20万円、一般財源が2,442万248円でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第8号を終わります。

日程第6 報告第9号

○議長（吉野伸康君） 日程第6、報告第9号 令和元年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第9号 令和元年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による予算の繰り越しに関しましては、議案書12ページの繰越計算書のとおり、予算を繰り越した旨の報告がありましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしく願いいたします

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下隆君） それでは、報告第9号につきまして、議案書12ページの令和元年度江田島市下水道事業会計予算繰越計算書により御説明いたします。

繰り越した事業費は、資本的支出、建設改良費、管渠整備事業の翌年度繰越額記載の2,720万円で、2月定例会で議決をいただいた翌年度繰越額と同額でございます。

財源内訳としては、企業債1,050万円、国庫補助金522万4,000円、一般会計負担金1,050万円、損益勘定留保資金97万6,000円でございます。

事業内訳としては、災害復旧に伴う人材不足などの影響から、入札不調となったことにより、年度内の完成が困難となった大柿町飛渡瀬の污水管渠築造工事飛渡瀬31の工事請負費及び水道移転補償費です。

以上で、報告第9号の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第9号を終わります。

日程第7 諮問第4号及び日程第8 諮問第5号

○議長（吉野伸康君） この際、日程第7、諮問第4号及び日程第8、諮問第5号の人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました、諮問第4号及び諮問第5号の人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

濱野真樹さん、石根祐二さんのお二人を、それぞれ人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

お二人は、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

以上、2件の諮問でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本2案に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本2案は、こと人事に関するものでありますので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

初めに、諮問第4号についてをお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として濱野真樹氏を適任とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、濱野真樹氏を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第5号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として石根祐二氏を適任とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、石根祐二氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第9 承認第3号

○議長(吉野伸康君) 日程第9、承認第3号 専決処分の報告と承認について(令和2年度江田島市一般会計補正予算(第1号))を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、承認第3号 専決処分の報告と承認について(令和2年度江田島市一般会計補正予算(第1号))でございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、所要の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し承認を求めらるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、承認第3号 専決処分の報告と承認について(令和2年度江田島市一般会計補正予算(第1号))につきまして、御説明をいたします。

議案書の19ページをお願いします。

内容は、新型コロナウイルス感染症対策に伴いまして、特別定額給付金等の給付に係る経費の補正予算措置が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分をしたものでございます。

専決処分の年月日は、令和2年5月8日でございます。

別冊の令和2年度江田島市一般会計・特別会計補正予算書及び補正予算事項別明細書専決処分の1ページをお願いします。

専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の本文の規定によりまして、次のとおり専決処分する。

令和2年度江田島市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億2,000万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

一時借入金の補正。

第2条 一時借入金の借り入れの最高額に10億円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を30億円とする。

それでは、補正予算の内容について、御説明をいたします。

事項別明細書12、13ページをお願いいたします。

初めに、歳入からでございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、特別定額給付金給付事業に伴います事業費及び事務費補助金の増額補正でございます。

同款、同項、2目民生費国庫補助金は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に伴います事業費及び事務費補助金の増額補正でございます。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は、障害児通所給付費補助金の増額補正でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金の繰入金の増額補正でございます。

21款諸収入、5項、4目雑入は、特別定額給付金給付事業に伴います会計年度任用職員の社会保険料の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

14、15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費は、特別定額給付金事業費で、市民の皆様へに給付する特別定額給付金及び関連事務費の増額補正でございます。

16、17ページをお願いいたします。

航路維持対策事業費、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策では、利用者の減にもかかわらず航路維持に努力をいただいております航路事業者への航路維持支援金の増額補正でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費は、障害児通所支援事業費で、学校の臨時休校に伴います放課後等デイサービス事業の増加によります扶助費の増額補正を、子育て世帯臨時特別定額給付金事業費で子育て世帯に給付する臨時特別給付金及び関連事務費の増額補正を行っております。

18、19ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予備費は、新型コロナウイルス感染症予防対策のためのマスク、消毒液等の購入費用の増額補正でございます。

7款1項商工費、2目商工業振興費は、新型コロナウイルス感染症対策として広島県が実施いたしました休業要請に伴います感染拡大防止協力支援金への市の負担金及び売上高の減少に伴いまして、金融機関等の融資を受けた市内商工業を支援するための市商

工業等支援金の増額補正でございます。

また、20、21ページに給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定いたしました。

日程第10 承認第4号

○議長（吉野伸康君） 日程第10、承認第4号 専決処分の報告と承認について（令和2年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、承認第4号 専決処分の報告と承認について（令和2年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））でございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、所要の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、承認第4号につきまして、御説明をいたします。

議案書20ページをお願いいたします。

内容は、4月27日の市議会臨時会におきまして、議決をいただきました江田島市国民健康保険条例の傷病手当金の補正予算措置でございます。

専決処分年月日は、令和2年5月8日でございます。

別冊の令和2年度江田島市一般会計特別会計補正予算書及び補正予算事項別明細書専決処分をお願いいたします。

5ページ、専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,450万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、補正予算の内容につきまして、御説明をいたします。

事項別明細書の26ページ、27ページをお願いいたします。

初めに、歳入からでございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金は、新型コロナウイルス感染症傷病手当にかかわる特別交付金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

2款保険給付費、6項、1目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症にかかわる傷病手当金の増額補正でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定いたしました。

日程第 1 1 議案第 4 2 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 1 1、議案第 4 2 号 江田島市固定資産評価審査委員会条例及び江田島市手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第 4 2 号 江田島市固定資産評価審査委員会条例及び江田島市手数料条例の一部を改正する条例案についてでございます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、議案第 4 2 号につきまして、御説明をいたします。

議案書 2 2 ページに改正条文を、2 3 ページに新旧対照表を、2 4 ページに参考資料を添付いたしております。

参考資料によりまして御説明いたしますので、2 4 ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係する 2 条例において所要の規定の整理を行うものでございます。

この今回施行されます長い法律名がございますが、これは、通称「デジタル手続法」と言われておるものでございまして、国において様々な行政手続において、デジタル化

を促進するための法律でございます。

改正の内容でございます。

(1) 江田島市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正によりまして、同法律の題名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改めたとともに、引用する条項にずれが生じたので、字句及び引用条項の整理をするものでございます。

次に、(2) 江田島市手数料条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるナンバー法でございますが、この一部改正によりまして、個人番号制度施行後、全国の市民の皆さんに個人番号を通知する役割を担ってまいりました通知カードが廃止をされました。これに伴いまして、通知カードの再発行に係る手数料の規定を削るものでございます。

22ページをお願いします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第43号

○議長(吉野伸康君) 日程第12、議案第43号 江田島市職員の特殊勤務手当に

関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第43号 江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業に係る特殊勤務手当について、特例の規定を設けるため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第43号につきまして、御説明をいたします。

議案書26ページに改正条文を、27ページに新旧対照表を、28ページに参考資料を添付いたしております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、28ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）の一部改正に準じまして、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業に係る特殊勤務手当について、特例の規定を設けるものでございます。

2、特例の内容でございます。（1）対象となる作業は、新型コロナウイルス感染症の患者やその疑いがある者を救急車で移送した場合など、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業を対象とするもので、（2）この手当の額は1日につき3,000円とし、患者もしくはその疑いのある者の身体に接触する場合またはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合は、1日につき4,000円とするものでございます。なお、現在、通常の防疫等の作業従事職員の特殊勤務手当は、1日につき1,500円としております。

26ページをお願いします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月27日から適用いたします。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○4番（岡野数正君） 26ページの附則で、令和2年1月27日から適用するというふうにございました。なぜ、1月27日からの適用となっておるのか、この理由についてお聞かせください。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 新型コロナウイルス感染症が拡大したことによりまして、人事院規則等を整備したところから、この適用をさかのぼるものでございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。

多分新型コロナウイルス感染が国内で広がった時期というふうに理解をいたしました。

それでは、続いて、これは28ページの特例の内容、（1）の対象となる作業というのがございます。これは、昨日平川議員の質問で江田島市内で救急車で搬送した陽性の疑いのある人、何人ぐらいいますかという質問、これに該当するんだろうというふうに思うわけでありまして。恐らく救急隊員のことになるわけですが、それ以外に、防疫作業従事職員というのを、今のところ市のほうでどこかの部署で想定されているのかどうか、どういった方を対象と考えておられるのか、救急隊員以外で、これがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 本市では、平成30年1月に広島県と感染症患者の移送に関する協定書を締結をいたしております。これによりまして、江田島市消防本部管内で感染症患者の移送が必要となった場合には、広島県は本市の救急車等による移送の協力を本市消防本部に要請できることとしております。この協定に基づいて、現在、新型コロナウイルス感染症に係る移送についても消防本部に当たっていただいておりますが、このケースに当たって移送したケースが、これまで平川議員の御質問にお答えしたとおり8件ございますが、これ以外の者については、現在のところ、この作業に従事する者として想定しておる者は、現在のところはございません。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 4 4 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 1 3、議案第 4 4 号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 4 4 号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、深刻な影響を受けている市民の皆様や市内事業者に寄り添い、生活を守る施策の財源の一部とすることを目的として、特別職の給料月額を減額するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第 4 4 号につきまして、御説明をいたします。

議案書 3 0 ページに改正条文を、3 1 ページに新旧対照表を、3 2 ページに参考資料を添付いたしております。

参考資料によりまして、御説明をいたします。

3 2 ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴いまして、深刻な影響を受けておられる市民の皆様や市内の事業者の方に寄り添い、生活を守る施策の財源の一部とすることを目的として、特別職の給料月額を減額するため、所要の規定を定めるものでございます。

2、減額の内容でございます。第 2 条、第 3 条及び第 4 条関係として、市長、副市長及び教育長の給料月額の特例としまして、市長、副市長及び教育長の給料月額をお示ししておりますとおり市長 5 割、副市長及び教育長 3 割、それぞれ減額するものでございます。

この特例の期間は、令和 2 年 7 月分給料といたしております。

3 0 ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第45号

○議長(吉野伸康君) 日程第14、議案第45号 江田島市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第45号 江田島市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

地方自治法施行令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、議案第45号につきまして、御説明をいたします。

議案書34ページに改正条文を、35ページに新旧対照表を、36ページに参考資料を添付いたしております。

参考資料によりまして、御説明をいたします。

36ページをお開きください。

平成29年度の地方自治法の一部改正に伴いまして、市長や職員、また行政委員会の委員などの職務行為につきまして、善意かつ重大な過失がない場合におきまして、条例

を定めることで損害賠償責任の一部を免責することができることとされました。この条例につきましては、本年2月定例会で議決をいただいたところでございます。今般、この条例に係る政令の一部が改正されたため、規定を整備するものでございます。

1、その趣旨でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和2年3月27日に公布され、地方自治法施行令の一部が改正をされました。これにより、賠償の責任の上限額を算定する、その基となります基準給与年額に関する規定が改正されたため、所要の規定の整備をするものでございます。この基準給与年額につきましては、下に示すとおりでございます。

2、改正の概要でございます。この政令の一部改正に合わせまして、地方自治法第203条の2第4項に規定します期末手当、パートタイム会計年度任用職員の期末手当を基準給与年額に含むものとするものでございます。

34ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

本案について、地方自治法第243条の2第2項の規定により、監査委員の意見を求め、その意見聴取の結果を配付いたします。

この際、暫時休憩いたします。

15時15分まで休憩します。

（休憩 15時04分）

（再開 15時15分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案についての監査委員の意見は、「適当と考えます」とするものでございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 4 6 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 1 5、議案第 4 6 号 江田島市旅客船設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 4 6 号 江田島市旅客船設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

中町宇品航路の回数券及び通勤定期券の運賃を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 議案第 4 6 号について、御説明いたします。

議案書の 3 7 ページをお願いいたします。

3 7 ページに提案理由を、3 8 ページに改正条文を、参考資料として 3 9 ページに新旧対照表を、4 0 ページに参考資料を添付しております。

参考資料により御説明いたしますので、議案書の 4 0 ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨として、本市と広島港を結ぶ他の航路と比較して、中町宇品航路のサービス水準が高い状況にあることから、航路の運航維持を図るため、回数券及び通勤定期券を他の航路と同等水準の割引率に改正するものです。

(1) に本市と広島港を結ぶ現行の 4 つの航路を、船舶の種別、航路事業者、運賃、回数券、通勤定期券及び通学定期券について、それぞれお示ししております。このたび改正をお願いいたしますのは、太線で囲んだ中町宇品航路の回数券及び通勤定期券の部分になります。回数券につきましては、他の航路の割引率が 9. 1 % に対しまして、本航路は 1 6. 7 % と高い割引率となっております。また、通勤定期券につきましても、他の航路が約 4 0 % から 4 5 % 程度の割引率に対しまして、本航路は 5 0. 1 % の割引率となっております。

(2) に改正の内容を示しております。改正案として、回数券を 6 枚つづりから 1 1 枚つづりとし、割引率を 1 6. 7 % から他の航路と同等水準の 9. 1 % とするものです。また、通勤定期券につきましては、1 カ月、3 カ月、6 カ月をそれぞれ 2, 0 0 0 円値上げするものでございます。これにより、割引率は現行 5 0. 1 % から 4 6. 7 % となります。

3 8 ページにお戻りください。

ただいまの説明内容を改正条文に規定し、附則として、この条例は、令和2年10月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第47号

○議長（吉野伸康君） 日程第16、議案第47号 江田島市税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第47号 江田島市税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

地方税法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） それでは、議案第47号について、説明いたします。

議案書42ページ、43ページが改正条文、44ページ、45ページが新旧対照表、46ページ、47ページに参考資料として説明資料を添付しております。

46ページからの参考資料により、改正内容について説明いたします。

まず、1、改正の趣旨について。地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症等の影響により、市税を納税することが困難となった者等に対する徴収猶予の特例に係る手続など、所要の改正を行う必要があるため、江田島市税条例の一部を改正するものです。

2、改正の主な内容について。

(1) 第1条関係。ア、徴収猶予の特例に係る手続等として、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の申請について、申請書等に不備があった場合における、その訂正の期限を訂正を求める通知を受けた日から20日以内と定めます。

次に、イ、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置としまして、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額を、こちらの表のとおり2分の1またはゼロとします。

続いて、ウ、軽自動車税環境性能割の非課税措置の延長としまして、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置を、令和3年3月31日まで延長します。

(2) 第2条関係。ア、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例としまして、所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響による行事の中止もしくは延期または規模の縮小により生じた行事の入場料金、参加料金等の払戻請求権を放棄した場合、寄附金を支出したものとみなして、個人の市民税の寄附金税額控除を適用するものです。

なお、対象となる行事につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

次に、イ、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例としまして、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第4項の規定の適用を受けた場合の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を、こちらの表のとおり平成16年度分の個人の市民税まで延長するものです。

続いて、3、附則について。この条例は、公布の日から施行いたします。ただし、附則第2条の規定、ごめんなさい。先ほど、適用期限のところですがけれども、こちらの表のとおり平成といたしましたけれども、令和16年度分の個人の市民税まで延長するものです。訂正させていただきます。

続いて、3、附則について。この条例は、公布の日から施行いたします。ただし、附則第2条の規定、寄附金税額控除の特例ですがけれども、令和3年1月1日から施行いたします。

今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症対策として、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、徴収猶予の特例などを定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第48号

○議長（吉野伸康君） 日程第17、議案第48号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第48号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

国民健康保険税の減額に係る規定を適正にするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） それでは、議案第48号について説明いたします。

議案書49ページから52ページまでが改正条文、53ページから57ページまでが

新旧対照表、58ページ、59ページに参考資料として説明資料を添付しております。

58ページからの参考資料により、改正内容について説明いたします。

まず、1、改正の趣旨について。国民健康保険税の減額に係る規定を適正にするため、所要の改正を行う必要があるので、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2、改正の内容について。低所得者世帯に対する国民健康保険税基礎課税額分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の減額規定について、こちらの表のとおり、それぞれ改正します。

59ページに移ります。

3、附則について。(1)施行期日、この条例は、公布の日から施行いたします。

(2)適用区分としまして、ア、改正後の第21条の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。

イ、附則第16項の規定は、平成30年度分の国民健康保険税について適用します。

ウ、附則第17項の規定は、令和元年度分の国民健康保険税について適用します。

参考資料での説明は、以上となりますけれども、今回の条例改正は、平成30年度分及び令和元年度の国民健康保険税の税率改正の際に、低所得者世帯に対する減額すべき額の規定をあわせて改正しなければならないところ、その改正ができていなかったことから、今回さかのぼって改正させていただくものでございます。

大変申し訳ございませんでした。

以上で、説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

酒永議員。

○7番（酒永光志君） 私は、本条例の一部改正に係る中で、不利益不遡及の原則についてということを確認をさせていただきたいと思います。

課税免除や緩和や、また繰り延べといった納税者が有利となる税法等の遡及適用はできるとは思いますけれども、税負担が過重になる納税者にとっての不利益規定については、遡及適用ができないこととされております。確認をさせていただきますが、本条例改正により、納税者が不利となるようなことはありますか、伺います。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 今回の条例改正が不利益不遡及の原則に反していないかのお尋ねです。

不利益不遡及の原則につきましては、法令に明文規定があるわけではありませんが、議員おっしゃるとおり、納税者に不利益を生ずるような遡及適用はできないというのが定説となっておりますし、既にそうした判例もあります。

例えば、消費税を上げる際に、半年さかのぼって適用するなどということは、納税者にとって不利益となることですから、そうした遡及適用は立法上できないということでございます。

一方、このたびの条例改正は、軽減額をさかのぼって大きくするという改正であって、納税者に不利益を生ずるわけではありませんので、遡及適用が可能であると、すなわち不利益不遡及の原則には反していないと考えております。

しかしながら、本来であれば、平成30年度、令和元年度の税率改正の際に、今回の軽減額もあわせて改正するべきであったところ、それができていなかったということで大変申しわけなくお詫びいたします。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） わかりました。

実質の課税は、今回、地方税法施行令第56条の89第2項の規定どおり、課税処理を行っているので、納税者にとっては不利とならないということだろうと思います。それによって、条例の遡及適用を行うというものであると思います。

しかしながら、課税の基となる条例改正がなされないまま3カ年分にわたって課税が行われた実態、しかも、その間、国民健康保険税条例の改正が3回もあったにもかかわらず、その都度、減額規定の改正漏れがあったことは、私は行政としてはあってはならないことと思います。

今後は、油断せず確認体制の強化をしっかりと図っていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

終わります。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会とします。

なお、3日目は、あす午前10時に開会いたしますので、御参集を願います。

本日は、御苦勞さまでした。

(散会 15時39分)